

防整整第15746号
令和6年7月4日

各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長 殿
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長

整備計画局施設整備官
(公 印 省 略)

最適化事業における品質証明業務を含む工事の運用ガイドラインについて
(通知)

標記について、別冊のとおり定め、令和6年7月5日から適用することとしたので
通知する。

添付書類：別冊

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局建設制度官

防整整第15746号（令和6年7月4日）別冊

最適化事業における
品質証明業務を含む工事の運用ガイドライン

防衛省

整備計画局施設整備官

令和6年7月

目次

-本編-

1. 目的	2
2. 品質証明業務の実施フロー	3
3. 品質管理証明者の選定	4
4. 工事監理者の選定	5
5. 品質証明業務費及び工事監理費の積算方法	5
6. 品質証明業務に不正・不誠実な行為があった場合の措置	9
7. 受注者と品質管理証明者との契約	10
8. 設計図書との不整合に関する対応	10
9. 品質証明業務を含む工事における工事監督官の業務	10
10. 品質証明業務を含む工事における工事検査官の業務	11
11. 虚偽の品質証明結果報告書が判明した場合の措置	11
12. 工事目的物の品質が確保できていない場合の措置	11

-資料-

- 付録 「工事の確認ポイント表」
- 様式1 「誓約書」
- 様式2 「品質管理証明者通知書」
- 様式3 「建築基準法に基づく工事監理者通知書」
- 様式4 「品質確認結果報告書」
- 様式5 「品質確認報告書」

1. 目的

本ガイドラインは「国家安全保障戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）、「国家防衛戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に示された防衛力の抜本的強化の方向性等に基づき実施する自衛隊施設の強靱化において、各基地・駐屯地等に保有している建物やライフライン等について、現状の把握・評価を行い、施設の機能・重要度に応じた構造強化、離隔距離確保のための再配置・集約化、老朽改修、省エネ対策等を実施するもの（以下、「最適化事業」という。）のうち、技術提案・交渉方式（ECI方式）を適用する工事において、施工品質の確保及び円滑な工事実施を目的として実施する品質管理証明者による品質証明業務及び工事監理業務の運用を定めたものである。

（1）品質証明業務の概要

最適化事業のうち、技術提案・交渉方式（ECI方式）による工事の受注者（以下、「受注者」という。）は、監理技術者及び現場代理人等（以下、「現場代理人等」という。）の配置だけでなく、受注者が委託する品質管理証明者を配置し、工事の資機材の仕様・規格、工事材料の調合・配合、各種試験調整、施工出来形など設計図書との適合の確認や立会を行い、その結果を現場代理人等へ報告させる品質証明業務を行うものとする。

なお、この際、品質管理証明者の選定は本ガイドライン3. 品質管理証明者の選定の規定による。

現場代理人等は、品質管理証明者からの報告について内容を確認するとともに施工への反映などを行うほか、受注者が自ら行う品質・施工の確認結果を合わせて品質証明結果報告書を作成し、発注者へ提出する。なお、受注者は報告書の内容が、関係法令を遵守していること、予め定めた品質管理等一覧に合致していること、設計図書に規定している内容を逸脱していないことについて確認を行うものとする。

一方、発注者は当該品質証明結果報告書の受領をもって、適正に工事が施工され品質が確保されていることを確認したものとする。

なお、会計法及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「公共工事品確法」という。）上の検査は国の職員で行うことから、品質管理証明者は、この責を負わないものとする。

（2）工事監理の概要

受注者は、建築士法に基づく工事監理を行うものとする。

工事監理は特記仕様書に基づき実施する。

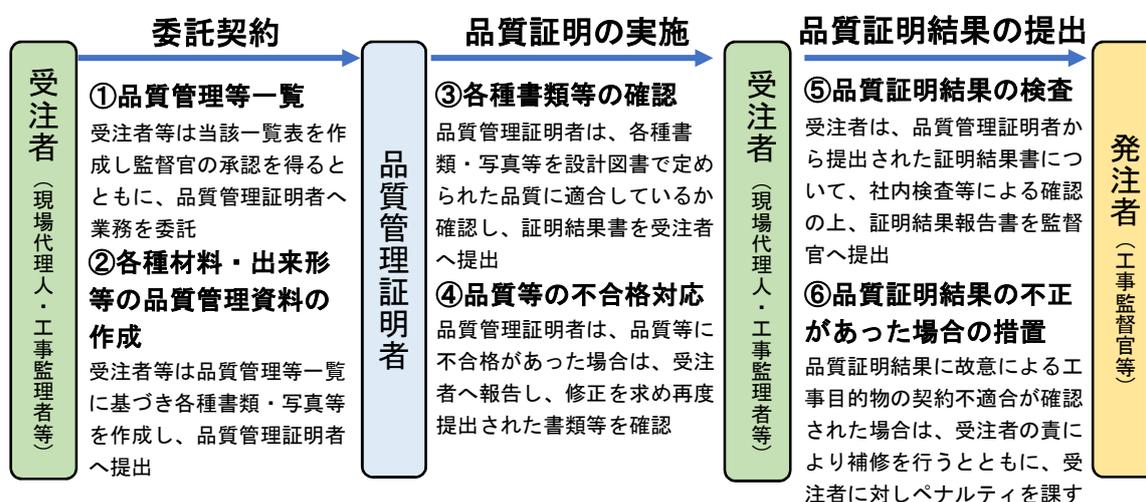
工事監理の対象工事は、建築基準法上の建築物で建築士法に基づく工事監理を行うものを対象とし、受注者は建築基準法に基づく工事監理者を配置し、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているのかを確認の上、その結果を発注者へ報告する。

工事監理者の選定は本ガイドライン4. 工事監理者の選定の規定による。

2. 品質証明業務の実施フロー

品質証明業務は、図1に示す品質証明業務の実施フローに基づくものとする。

図1 品質証明業務の実施フロー



- (1) 現場代理人等は、工事請負契約後、品質管理証明者を選定し、工事監督官に対して、品質管理証明者通知書（様式2参照）を作成するとともに、品質管理証明者との契約書の写しを添付し、提出する。
- (2) 現場代理人等は、付録「工事の確認ポイント表」に基づき、品質管理等一覧表を作成し、工事監督官の承認を得る。
- (3) 現場代理人等は、設計図書に基づく適切かつ確実な施工を行い、品質管理証明者の確認及び立会を必要とするものについては、品質管理証明者に適正及び厳格な確認させるものとする。
- (4) 品質管理証明者は、確認及び立会を行ったのち、品質証明結果書（様式4参照）を作成し、現場代理人等へ報告する。なお、確認及び立会において必要となる計測は、現場代理人等が行い、必要な機材等も受注者が用意する。
- (5) 現場代理人等は、品質管理証明者が確認及び立会予定時期の事前把握が出来るように電子メール、情報共有システム等を活用し、進捗状況の共有に努める。
- (6) 現場代理人等は、品質管理証明者から報告を受けた後、その結果を施工に反映させ、自ら行う品質・施工の確認結果を基に品質証明結果報告書（様式5参照）を作成し、工事監督官へ提出する。
- (7) これを一工程の施工完了毎に実施し、工事検査官による工事完成検査前には、現場代理人等は、最終的な確認を行った後、他の完成図書と共に品質証明結果報告書をまとめ、工事監督官に提出する。

- (8) 工事検査官は、現場における出来ばえ検査と受注者から提出された完成図書や品質証明結果報告書の確認により完成検査を行うものとし、工事監督官は完成検査の立会を行うものとする。

3. 品質管理証明者の選定

品質管理証明者に求められる要素としては、品質証明業務を中立的立場から公平・公正に実施するほか、これまで工事監督官が行ってきた工事の資機材の仕様・規格、工事材料の調合・配合、各種試験調整、施工出来形など設計図書との適合の確認や立会いについて適切に実施できるだけの技術的能力が必要である。

このことから、中立性を担保するために、措置として品質管理証明者については、原則として第三者に委託するものとし、第三者への委託が困難な場合に限り、誓約書(様式1参照)に委託が困難である理由書を添えて提出した上で、受注者の品質管理部門等の者を品質管理証明者として選定することも可能とする。ただし、この場合には、品質確認報告書の提出に加え、品質管理証明者が実施する確認行為に係る証拠書類(項目、確認手法、寸法、位置、写真等)を作成し提出するものとする。

なお、第三者とは、受注者以外の企業又は個人とし、委託先の選定及び通知は工事契約後、工事着手までに行うものとする。

また、品質管理証明者に求める資格要件、実務経験は次のとおりとする。

なお、品質管理証明者は専任の必要はなく、職種ごとの配置を基本とするが、資格要件等を満たす場合には職種間の兼務を可能とする。

品質管理証明者は、次の資格要件又は実務経験を有するものとする。

資格要件：下記の(1)～(4)のいずれかの資格又は経験を有する者とし、職種毎(建築、土木、電気・通信、機械)に配置する。

- (1) 工事の監理技術者、主任技術者の経験を有する者
- (2) 事業監理業務、基本検討業務、設計業務及び工事監理業務のいずれかの管理技術者又は照査技術者の経験を有する者
- (3) 担当職種に応じて以下のいずれかの資格等を有する者

【建築】

- ・ 一級建築士
- ・ 1級建築施工管理技士
- ・ 大学卒業後5年以上の実務経験相当(※1)の能力を有する者
- ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者

【土木】

- ・ 技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目)又は(建設部門)

- ・ 1 級土木施工管理技士
- ・ 土木学会（特別上級、上級、1 級又は 2 級）技術者
- ・ 公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）
- ・ R C C M 又は R C C M と同等の能力を有する者
（技術士部門と同様の建設部門に限る。）
- ・ 大学卒業後 5 年以上の実務経験相当（※ 1）の能力を有する者
- ・ 土木工事共通仕様書（防衛省整備計画局制定）を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者

【設備（電気・通信、機械）】

- ・ 一級建築士
- ・ 建築設備士
- ・ 1 級管工事施工管理技士
- ・ 1 級電気工事施工管理技士又は 1 級電気通信工事施工管理技士
- ・ 大学卒業後 5 年以上の実務経験相当（※ 1）の能力を有する者
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編・機械設備工事編）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の
工事監理を実施した経験を有する者

※ 1 担当技術者の実務経験相当とは、大学卒業後 5 年以上、短大・高専卒業後 8 年以上、高校卒業後 1 1 年以上の実務経験を有するものとする。

(4) 公共工事の発注者として技術的実務経験（※ 2）が 1 0 年以上の者

※ 2 技術的実務経験とは、工事監督の実務経験をいう。

4. 工事監理者の選定

工事監理者の選定は、建築士法に規定されている資格要件を満たすものとする。

受注者は、現場代理人等指名通知書の提出に合わせて、工事監理者を決定し、発注者へ通知（様式 3 参照）する。

工事監理者は、監理技術者との兼任は認めない。

なお、工事監理者の業務を第三者に委託した品質管理証明者がその一部を行うことも可能とする。

5. 品質証明業務費及び工事監理費の積算方法

(1) 品質証明業務費及び工事監理費の計上

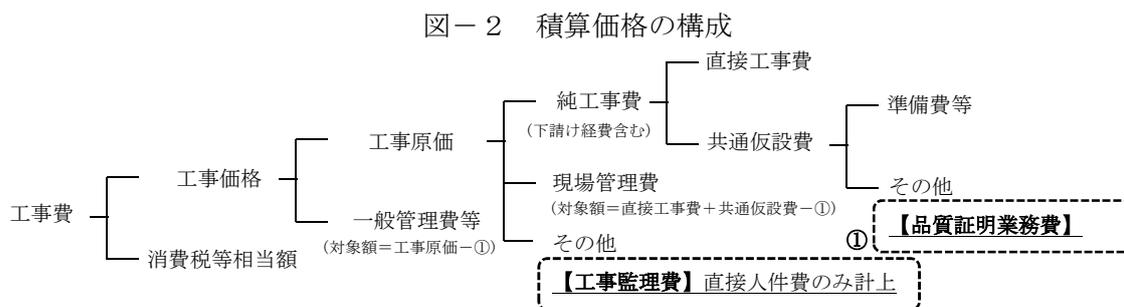
品質証明業務費は、図-2 に示すとおり、工事費の積算価格の算出における「共通仮設費」の「その他」に計上する。

なお、工事費の積算に当たっては、品質証明業務費を現場管理費及び一般管理費等の対

象外とする。

工事監理費は、図－２に示すとおり、工事費の積算価格の算出における「工事原価」の「その他」として、直接人件費のみを計上し、他の工事原価と同様に一般管理費等の対象とする。

なお、直接人件費の算定方法は、（３）工事監理費に係る直接人件費の算定による。



（２）品質証明業務費の算定

品質証明業務費は、以下により算出する。

（品質証明業務費）

$$= (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) + (\text{一般管理費等})$$

ア 直接人件費

臨場は、施工期間中に新設及び改修の建物１棟あたり^注、建築、電気通信、機械、土木の各職種につき１ヶ月当たり２人日（技師C）を標準とする。

なお、屋外ユーティリティ工事分も含まれる。

臨場は現場確認によるもののほか、写真や書面での確認を含む遠隔臨場ができるものとし、品質証明結果などの書類作成も含めるものとする。

注：１棟あたりには、小規模（200㎡未満を目安）の付帯建物は見込まない

$$(\text{臨場日数}) = 2 \text{人} (\text{月あたり}) \times \text{施工期間} (\text{ヶ月})$$

施工期間は建物毎かつ職種毎に異なるため、それぞれに設定する。

例：隊舎A新設

建築・電通・機械２０ヶ月、土木３ヶ月

建築４０人日、電通４０人日、機械４０人日、土木６人日

隊舎B新設

建築・電通・機械２０ヶ月、土木３ヶ月

建築４０人日、電通４０人日、機械４０人日、土木６人日

庁舎A改修

建築・電通・機械１８ヶ月、土木３ヶ月

建築３６人日、電通３６人日、機械３６人日、土木６人日

積算臨場日数の合計：建築１１６人日、電通１１６人日、機械１１６人日、土木１８人日

なお、臨場日数については、対象工事の規模等の変更に伴う施工期間の変更を除き、原則として変更しないものとする。

イ 直接経費

(ア) 遠隔臨場設備費

品質証明業務における品質管理証明者は、遠隔臨場による確認及び立会での実施も可能とすることから、遠隔臨場設備費として、必要に応じ、遠隔臨場に係る経費を計上するものとする。なお、遠隔臨場設備費は工事で計上する遠隔臨場に係る経費に、次の内容を品質証明業務分として計上する。

ただし、E C I方式の同一地区内において、同一の品質管理証明者が複数の工事を担当するなど、工事期間が重複する場合は、代表する工事（最初に契約する工事）のみに計上するものとする。

【機器類等】

- ・ 撮影機器（スマートフォン又はタブレット等のモバイル端末）、モニター機器（パソコン等） ○台の賃料
- ・ 通信費（モバイルルーター等） ○台
- ・ その他（ライセンス料、使用料等） 1式

【リース期間】

- ・ 工事着手日から工期末までの間

（特記仕様書に、リース期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までと記載）

(イ) 交通費・旅費

【現地での業務用ライトバン】

現地での業務用車両としてライトバン（5人乗り）を見込むものとする。計上する日数は、1建物あたり5日を計上する。

なお、遠隔臨場による確認等の実施も可能としていることから、原則として日数の増加は認めない。

ただし、発注者が現場臨場を指示した場合などは、受発注者間で協議の上、増額の精算ができるものとする。

業務用車両（ライトバン1,500cc）運転費

1日当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
主燃料	ガソリン	ℓ		ℓ/h × 2 h
損料	ライトバン1,500cc	h	2	運転時間当たり
損料	ライトバン1,500cc	日	1	供用日当たり

【旅費・宿泊費】

旅費・宿泊費が必要になる場合は、原則、受注者の負担により実施するものとするが、離島などの特別な場合については、1建物あたり5回分の旅費・宿泊費を計上するものとする。

なお、遠隔臨場による確認等の実施も可能としていることから、原則として日数の増加は

認めない。

ただし、発注者が現場臨場を指示した場合などは、受発注者間で協議の上、増額の精算ができるものとする。

なお、旅費・宿泊費の精算の有無に関わらず、旅費、宿泊に掛かった費用について確認できる領収書等を発注者に提出するものとする。

ウ その他原価

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその原価の割合であり、25%とする。また、係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ ）の端数は、パーセント表示の小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

エ 一般管理費等

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。また、係数（ $\beta / (1 - \beta)$ ）の端数は、パーセント表示の小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(3) 工事監理費に係る直接人件費の算定

工事監理費に係る直接人件費は、以下のとおり算出する。

ア 業務人・時間数の算定

業務人・時間数は、次式により算出する

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{すべて委託する場合の業務人・時間数}) \times (\text{対象業務率})$$

すべて委託する場合の業務人・時間数は、令和6年国土交通省告示第8号（以下、「告示8号」という。）別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて、(ア)又は(イ)に掲げる算定式により、官庁施設の設計業務等積算要領の別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。

(ア) 第一号から第三号、第四号第1類、第四号第2類（床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合）、第五号、第六号（床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合）又は第七号から第十二号

$$A = a \times S^b$$

A：業務人・時間数

S：床面積の合計（㎡）

(イ) 第四号第2類（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合）又は第六号（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合）

$$A = a \times S + b$$

A：業務人・時間数

S：床面積の合計（㎡）

(ウ)「対象業務率」は、官庁施設の設計業務等積算要領の別表2-3の工事監理業務に関する業務細分率のうち、次の細分率の合計とする。

		総合	構造	設備	
工事監理に係る業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	0.01	0.01	0.02
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	0.01	0.01	0.01
	(2) 工事と設計図書との照合及び確認		0.16	0.20	0.13
	(3) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.05	0.04	0.05
	(4) 工事監理報告書等の提出		0.06	0.05	0.08
合計		0.29	0.31	0.29	

イ 難易度係数による補正

難易度係数による補正は、官庁施設の設計業務等積算要領の第2章、6の6.2の(2)による。

ウ 複合建築物の算定方法

複合建築物の算定方法は、官庁施設の設計業務等積算要領の第2章、6の6.2の(3)による。

6. 品質証明業務に不正・不誠実な行為があった場合の措置

品質証明業務に関する書類や報告に虚偽の記載等、不正・不誠実な行為があった場合には、受注者に対して厳しく対応することとし、建設工事請負契約書において、次の「品質証明業務に係る特約条項」を締結するものとする。

建設工事請負契約書 品質証明業務に係る特約条項

第1条 受注者は、品質証明業務を原則として第三者に委託するものとし、第三者への委託が相応の理由により困難な場合、品質証明業務に関する誓約書^注に理由書を添えて発注者に提出するものとする。

第2条 受注者は、品質管理証明者が実施した証明結果の報告を受けた際は、その結果を施工に反映させ、自ら行う品質・施工の確認と共に品質証明結果報告書を作成し、工事監督官へ提出しなければならない。

第3条 受注者が提出した品質証明結果報告書に係る書類及び報告に虚偽の記載があった場合には、発注者は受注者に対し相当の期間を定めてその履行の催告をし、是正させなければならない。

第4条 前条に該当する場合、工事成績評定において、評定点を減ずるものとする。

第5条 発注者から履行の催告があつたにもかかわらず履行されない場合においては、契約書第49条第6号による契約の解除ができるものとする。

第6条 工事監督官は、受注者より提出される品質証明結果報告書や完成図書の確認により監督業務を行う。なお、設計図書に変更が生じる場合や事故などの工事監督官自らが現場や書類の確認を行う必要がある場合は、これを実施するものとする。

第7条 工事検査官は、受注者より提出される品質証明結果報告書や完成図書の確認に加え、工事目的物の出来ばえ検査をもって完成検査を行う。なお、工事検査官の判断により、詳細な完成検査が必要と判断した場合には、詳細な完成検査を実施することができる。

注：誓約書の書式は、様式1参照

7. 受注者と品質管理証明者との契約

(1) 受注者と品質管理証明者との契約内容

受注者は、品質管理証明者に品質証明業務を委託する際には、業務の内容及び契約金額を明示した契約書を作成し、双方において、その履行を確実にすること。

なお、契約金額については、受注者及び品質管理証明者が、設計図書及び本ガイドラインの内容を確実に把握した上での契約金額とする必要がある。そのために、当該契約前に、受注者は、必要となる人工数などを品質管理証明者の候補者から提示させ、双方が調整し、同意した金額とする必要がある。

(2) 受注者と品質管理証明者との契約書類等の提出

受注者は、品質管理証明者通知書（様式2参照）に品質管理証明者の氏名、資格及び実務経験等を記載し、品質管理証明者との契約書の写しを添付して工事監督官に提出するものとする。

品質管理証明者を複数名登録する場合、人数制限は行わない。

8. 設計図書との不適合に関する対応

品質管理証明者は、資機材及び施工の品質などについて、設計図書との照合などの確認等を行った結果、設計図書と相違する品質管理状況等を発見した場合は、速やかに、現場代理人等にその確認内容を報告するものとする。

なお、ここで言う設計図書との照合とは、設計図書の内容に適合するか確認することであって、設計図書自体に誤り又は脱漏があるか確認することではない。

その後、受注者は、その内容を確認し、速やかに工事監督官に報告し、対応について協議を行うこととする。工事監督官は、その措置について、工事の進捗に影響を与えないよう、受注者に必要な指示を行う必要がある。

9. 品質証明業務を含む工事における工事監督官の業務

工事監督官の業務の1つである現場確認の業務は、品質証明結果報告書の受領をもって実施したものとし、受注者や品質管理証明者と同様の現地確認は、原則行わないものとする。ただし、設計図書の変更に関する協議や確認、事故など工事期間中の不測の事態など、受注者や品質管理証明者では判断が難しい事項については、工事監督官が実施する。各種検査前の工事監督官の確認においても、提出される完成図書、品質証明結果報告書等の受領をもって、工事監督官の確認とする。

10. 品質証明業務を含む工事における工事検査官の業務

工事検査官は、受注者が作成し、工事監督官に提出する完成図書、品質証明結果報告書等の書面により、施工に対する安全管理、施工への工夫なども含めた工事目的物の品質の確認を行い、工事目的物の出来ばえについては、直接、現場にて、施工漏れ、仕上げ及び清掃状況などを確認するものとする。

11. 虚偽の品質証明結果報告書が判明した場合の措置

虚偽の品質証明結果報告書が判明した場合、契約に違反する行為があったものとして、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。平成28年3月31日）」に基づく指名停止を行うものとする。

12. 工事目的物の品質が確保できていない場合の措置

工事目的物の品質が確保できていない場合、工事成績評定を減点するものとする。

なお、工事成績評定の減点は、工事成績評定要領について、工事監督官の評価においては、出来形及び出来ばえの品質の評価で、工事監督官が文書で指示を行い改善された場合はd評価、工事請負契約書第18条に基づき工事監督官が改造請求を行った場合はe評価とし、工事検査官の評価においては、出来形及び出来ばえの品質の評価で、品質の管理に関して、工事監督官が文書で指示を行い改善された場合はd評価、品質が不適切であったため、工事請負契約書第33条に基づく補修指示を工事検査官が行った場合はe評価とする。また、工事成績評定要領について別紙第1の付紙第4の第1第9項又は別紙第2の付紙第4の第1第9項に規定される「法令遵守等」の措置として、受注者の責における工事目的物の品質不十分により、引き渡し後に事故等が発生し重大なものであることが判明した場合及び工期内に工事を完成出来なかった場合は、それによる措置内容により点数を減点する。

－資料－

- 付録 「工事の確認ポイント表」
- 様式1 「誓約書」
- 様式2 「品質管理証明者通知書」
- 様式3 「建築士法に基づく工事監理者通知書」
- 様式4 「品質証明結果書」
- 様式5 「品質証明結果報告書」

付録「工事の確認ポイント表」

自衛隊施設最適化事業（ECI及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【共通分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明書の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

	確認ポイント	適用	時期	受注者 工事監督者	品質管理証明者	設計業務 (積算等支援)	監督官
	【契約締結時】						
	契約締結と同時に公共工事履行保証証券による保証に付したか(WTO) ※請負代金額の10分の3以上	契約書第4条 現場説明書	契約前	実施	—	—	書類受
	公共工事履行保証が条件付けされていない場合、契約締結と同時に次のうちの保証に付したか ※請負代金額の10分の1以上 (1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証 (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結	契約書第4条 現場説明書	契約前	実施	—	—	書類受
	履行保証保険契約の場合、締結後直ちにその保証証券を発注者に寄託したか	契約書第4条	契約前	実施	—	—	書類受
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る「解体工事に要する費用」、「再資源化等に要する費用」、「分別解体等の方法」、「再資源化等をすすめる施設の名称及び所在地」について、監督官と協議し、提出したか	契約書の運用基準	契約前	実施	—	—	協議 確認
	(設計等業務を含む場合) 建築士法第22条の3の3(設計図書の種類、建築士氏名、登録状況等)に定める内容について監督官と協議し、書類を提出したか	契約書の運用基準	契約前	実施	—	—	協議 確認
	(設計等業務を含む場合) 建築士法第24条の7(重要事項等)に定める内容について、書類を作成し、監督官へ説明したか	契約書の運用基準	契約前	実施	—	—	協議 確認
	【契約締結後、速やかに】						
	契約書の内容を確認したか		契約後速やかに	実施	—	—	確認
	設計図書(現場説明に対する質問回答書、現場説明書、特記仕様書、設計図面、その他標準仕様書等)の内容を確認したか		契約後速やかに	実施	—	—	確認
	設計変更後の契約書、設計図書の内容を確認したか		契約後速やかに	実施	—	—	確認
	監督官から積算内訳明細書を入手し、確認したか		契約後速やかに	実施	—	確認	受注者へ 配布
	監督官から変更積算内訳明細書を入手し、確認したか		契約後速やかに	実施	—	確認	受注者へ 配布
	監督官指名通知書を確認し保管をしているか	契約書第9条 監督実施細目	契約後速やかに	実施	—	—	受注者へ 配布
	変更後の監督官指名通知書を確認し保管をしているか	契約書第9条 監督実施細目	変更後速やかに	実施	—	—	受注者へ 配布
	品質管理一覧表を作成し、監督官の確認を受けたか		契約後速やかに	実施	実施	—	確認
	内訳書及び工程表を作成し発注者に提出したか	契約書第3条 監督実施細目	契約後14日以内	実施	—	内訳書確認	書類受
	設計変更後の内訳書及び工程表を作成し発注者に提出したか	契約書第3条 監督実施細目	契約後14日以内	実施	—	内訳書確認	書類受
	現場代理人等指名通知書を作成し、監督官へ提出したか	契約書第10条	契約後14日以内	実施	—	—	確認
	現場代理人等を変更した場合、変更通知書を作成し、監督官へ提出したか	契約書第10条 監督実施細目	変更後速やかに	実施	—	—	確認
	工事的物等を火災保険等に付して、証券等を監督官へ提出したか	契約書第60条 監督実施細目 仕様書関係	契約後速やかに	実施	—	—	確認
	設計変更後の工事的物等を火災保険等に付して、証券等を監督官へ提出したか	契約書第60条 監督実施細目 仕様書関係	契約後速やかに	実施	—	—	確認
	建退共制度の発注者用掛金収納書を監督官へ提出したか(施工体制台帳への貼付け記載で提出を省略することができる)	現場説明書	契約後40日以内(電子申請)	実施	—	—	確認
	設計変更後の建退共制度の発注者用掛金収納書を監督官へ提出したか(施工体制台帳への貼付け記載で提出を省略することができる)	現場説明書	契約後40日以内(電子申請)	実施	—	—	確認
	工事実績情報システム(CORINS)への登録について、あらかじめ監督官の確認を受け、適切に登録を行い、証明する資料を監督官に提出したか	仕様書関係	契約締結後 完成後10日以内	実施	—	—	確認
	設計変更後の工事実績情報システム(CORINS)への登録について、あらかじめ監督官の確認を受け、適切に登録を行い、証明する資料を監督官に提出したか	仕様書関係	契約締結後 完成後10日以内	実施	—	—	確認
	住宅瑕疵担保責任の履行の確保について(対象工事の場合)、必要な資力確保を行ったことを監督官に提出しているか	契約書仕様書9 仕様書関係	工事着手前	実施	—	—	確認
	【工事期間中】						
	<施工全般>						
	工事の着工にあたり、工事関係者(監督官、品質管理証明者共)で打ち合わせを行ったか	監督実施細目	工事着手時	実施	—	—	実施
	現場代理人は工事期間中(着手日から工事完成まで)は常駐したか(工事日誌等)	契約書第10条	常時	実施	—	—	書類受
	監理技術者、現場代理人、主任技術者(下請負人の当該技術者を含む)及び専門技術者に工事現場内において、工事名・工期・顔写真・所属会社名及び社印のついた名札を着用しているか	仕様書関係	常時	実施	—	—	書類受
	契約書、設計図書、積算価格内訳明細書、実施工程表、工事日誌、工事打合せ簿、工事材料搬入報告書、施工体制台帳及び施工体系図、その他必要な書類及び帳簿を備えているか	監督実施細目	常時	実施	実施	—	実施
	本工事の実施にあたり搬入・搬出路が設計図書に示されている場合、そのルートを確認し通行したか	現場説明書	常時	実施	—	—	書類受
	振動、騒音、臭気、粉じん等の発生する作業を行う場合は、事前に作業計画書を作成の上、部隊担当者と調整し、その作業計画書を監督官に提出したか	仕様書関係	工事着手前	実施	—	—	書類受
	振動、騒音、臭気、粉じん等が基地等の周辺住民などに影響すると思われる場合は、事前に、監督官と調整し、その対処について監督官の確認を受けたか	仕様書関係	工事着手前	実施	—	—	確認
	改修工事の施工中の安全確保について、工事の計画及び施工に当たり、施工範囲における工事管理区分を部隊担当者と事前打合せの上、工事に伴う事故防止や環境保全に留意し、必要な管理事項を定めてこれを行ったか	仕様書関係	工事着手前	実施	—	—	書類受
	工事用の電力及び給水について、既存のコンセントや水栓から直接接続して使用する場合は、部隊担当者に確認し、監督官に報告したか	仕様書関係	工事着手前	実施	—	—	書類受
	火薬庫を整備する場合、火薬庫設置承認申請書を確認し、火薬庫設置承認申請書の保安物件までの保安距離に位置していることを実測により確認し、結果をプロットした図面を現地部隊に提出実測を行ったか	仕様書関係	位置出し時 工事完成時	実施	—	—	確認
	<基地等立入等>						
	基地等への立入申請は、所定の手続き期間を考慮し、事前に部隊担当者と調整の上、適切に行ったか	現場説明書 仕様書関係	随時	実施	—	—	書類受
	立入禁止区域内への立入り及び写真撮影は監督官と協議したか	仕様書関係	随時	実施	—	—	確認

自衛隊施設最適化事業（ECI及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【共通分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明書の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

確認ポイント	適用	時期	受注者 工事監督者	品質管理証明者	設計業務 (積算等支援)	監督官
<情報管理>						
設計図書及び工事関係図書を工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させていないか、又、その内容を漏洩していないか	仕様書関係	常時	実施		—	書類受
下請契約書等において、工事図面等の適正な管理に関する規定を明確にしているか	仕様書関係	下請契約時	実施		—	書類受
工事関係者に工事図面を複写させ又は交付したときは、当該委託契約又は請負契約等の終了時に、複写させ又は交付した工事図面を速やかに返却させたか	仕様書関係	各施工完了時	実施		—	書類受
工事関係書類の作成等を行うパソコンについては、ウイルス対策ソフトを常に最新の状態で維持すること、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコンを用いるなどの対策を講じたか	仕様書関係	常時	実施		—	書類受
無人航空機の使用に伴い取り扱う情報の流出防止について、特記仕様書に基づき、適切に対応したか	仕様書関係	常時	実施		—	書類受
<下請負関係>						
一括委任又は一括下請負はしていないか	契約書第6条	下請選定時	実施		—	書類受
発注者から請求があった場合、下請負人通知書を作成し、監督官に提出したか（施工体制台帳の写しを監督官に提出している場合は省略できる）	契約書第7条	下請選定時	実施		—	確認
下請負人の商号又は名称その他必要な事項について書類に整理しているか	契約書第7条	下請選定時	実施		—	書類受
社会保険等未加入建設業者を下請負人と認める場合、発注者に報告しているか	契約書第7条	下請選定時	実施		—	書類受
工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書、監督官の指示内容を周知徹底したか	仕様書関係	適時	実施		—	書類受
<仮設物設置等>						
仮設物設置願書を作成し、監督官へ提出したか	現場説明書 監督実施細目	工事着手前	実施		—	書類受
快適トイレは設計図書の記載のとおり設置したか	現場説明書 仕様書関係	工事着手前	実施		—	書類受
遠隔臨場の実施に先立ち、設計図書に基づく実施計画書を作成し、機材を揃え、適切に実施したか	仕様書関係	常時	実施		—	書類受
<電気保安技術者>						
電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督官に報告したか	仕様書関係	契約日より14日以内 (目安)	実施		—	書類受
電気保安技術者は、適切に、電気工作物の保安業務を行ったか	仕様書関係	電気工作物 設置期間常時	実施		—	書類受
<施工計画>						
施工計画書（総合施工計画書、品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及び工程別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督官へ提出したか	仕様書関係	工事着手前	実施		—	書類受
施工計画書には、安全衛生管理に関する関係法令等、安全対策、公衆災害発生防止策の立案などを記載しているか	仕様書関係	工事着手前	実施		—	書類受
施工計画書には、環境保全（排出ガス対策型及び低騒音型・低振動型の建設機械の取扱い、化学物質を発生する建築材料等）に関する関係法令等、環境保全対策の立案などを記載しているか	仕様書関係	工事着手前	実施		—	書類受
施工計画書の品質計画に係る部分については、品質管理証明者の確認の後、監督官へ提出したか。また、品質計画に係る部分について変更が生じた場合は、品質管理証明者の確認の後、監督官に提出したか	仕様書関係	工事着手前	実施	確認	—	書類受
施工計画書には、入札時に提示した技術提案を整理して記載しているか	仕様書関係	工事着手前	実施		—	書類受
施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督官に報告し、施工等に支障がないよう適切な措置を行ったか	仕様書関係	工事着手前	実施		—	書類受
<施工体制>						
施工体制報告書、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、監督官の点検を受けたか	適化法、監督実施細目、仕様書関係	工事着手後速やかに	実施		—	点検
現場における安全衛生組織、緊急時の連絡体制、警備体制など現場の状況に応じた体制を確立したか	仕様書関係	工事着手後速やかに	実施		—	書類受
現場に、緊急連絡体制、安全衛生組織表を掲示したか	仕様書関係	工事着手後速やかに	実施		—	書類受
<掘削工事前確認>						
工事の施工にあたり、工事箇所及びその周辺にある既設構造物、埋設配管等の確認を行い、支障をきたさないような施工方法を定めたか	仕様書関係	掘削作業前	実施		—	書類受
配管等の切り直し工事を行う場合は、作業計画書を作成し、事前に部隊担当者の承諾を得てから作業を行ったか	仕様書関係	掘削作業前	実施		—	書類受
<施工期間中の安全管理>						
工事の安全に際しては、機会あるごとに作業員に対して注意を喚起し、また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い必要な措置を講ずる等、安全管理を徹底したか	仕様書関係	適時	実施		—	書類受
一般的な熱中症対策や技術提案で示した対策以外を実施する場合、実施前に監督官と協議したか	仕様書関係	対策前	実施		—	判断
一般的な熱中症対策や技術提案で示した対策以外の対策について、対策期間及びその期間の気象データ、更には、対策に使用した資材等の一覧表、写真や領収書は整理したか	仕様書関係	対策期間中	実施		設計変更作業	確認
粉じん及びほこりが発生するおそれのある撤去作業には、作業員の安全、健康等に害が生じないよう有効な換気装置等を設置したか	仕様書関係	対策期間中	実施		—	書類受
<発生材、産業廃棄物、再資源化>						
発生材の品目、数量、運搬距離などについて、設計図書との整合性は確認できているか、異なる場合、速やかに監督官に報告し、確認を受けたか		施工時	実施		設計変更作業	確認
撤去等により生じた発生材について、指定された場所に保管し、発生材報告書（発生品目、数量、保管状況写真）を作成し、速やかに監督官に提出したか	現場説明書 監督実施細目	施工後速やかに	実施		—	書類受
再資源化を図るものの品目、数量、処理場所、運搬距離などについて、設計図書との整合性は確認できているか、異なる場合、速やかに監督官に報告し、確認を受けたか		処分時	実施		設計変更作業	確認
再資源化を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入し、搬入した調査を作成し、監督官に提出したか	現場説明書 仕様書関係	処分後速やかに	実施		—	書類受
特定管理産業廃棄物の品目、数量、処理場所、運搬距離など設計図書との整合性は確認できているか、異なる場合、速やかに監督官に報告し、確認を受けたか		処分時	実施		設計変更作業	確認
特定管理産業廃棄物は、特記仕様書に基づき適切に処分したか	仕様書関係	処分後速やかに	実施		—	書類受
発生材、再資源化、特定管理産業廃棄物以外のものがある場合、関係法令等に基づき、適切に処理した上、監督官に報告したか	仕様書関係	処分後速やかに	実施		—	書類受

自衛隊施設最適化事業（ECI及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【共通分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明書の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

確認ポイント	適用	時期	受注者 工事監理者	品質管理証明者	設計業務 (積算等支援)	監督官
<工事の進捗>						
工事の着手に先立ち、設計図書に記載された工事内容を工期内に完成させることが確認でき、かつ、各種間の工事スケジュールの整合がとれた実施工程表を作成し、監督官に提出したか	仕様書関係	工事着手前	実施		—	書類受
契約書に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに更新し、当該部分の施工に先立ち、監督官に提出したか	仕様書関係	工事着手前	実施		—	書類受
また、契約書に基づく条件変更等による他、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督官に報告し、施工等に支障がないよう適切な措置を行ったか	仕様書関係	工事着手前	実施		—	書類受
監督官の指示を受けた場合は、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督官へ提出したか	仕様書関係	監督官等が指示する日	実施		—	書類受
工事進行状況報告書について、毎月、監督官に提出したか	監督実施細目 仕様書関係	監督官が指示する日	実施		—	書類受
設計図書に施工日又は施工時間が定められている場合、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督官の確認を受けたか	仕様書関係	施工前	実施		設計変更作業	確認
設計図書に施工日又は施工時間が定められていない場合で夜間に施工する場合は、あらかじめ監督官の確認を受けたか	仕様書関係	施工前	実施		設計変更作業	確認
<週休2日等への取組>						
週休2日は実施したか（現場閉所型、現場非閉所型）	仕様書関係	—	実施		—	書類受
現場閉所計画書（又は休日取得計画書）を作成し、監督官に提出したか	仕様書関係	工事着手1週間前まで	実施		—	書類受
毎月末までに現場閉所実績報告書（又は休日取得実績報告書）を作成し、監督官に提出したか（工事完成月については、監督官が指定する日までに提出）	仕様書関係	翌月10日まで	実施		—	書類受
<施工図>						
施工図等は、設計図書や計画通知との照合を行い、工事の施工に先立ち作成し、監督官に提出したか	仕様書関係	工事施工前	実施		—	書類受
施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督官に報告し、施工等に支障がないよう適切な措置を行ったか	仕様書関係	工事施工前	実施		設計変更作業	確認
<資機材の品質管理（機器発注前の確認）>						
主要（資材・機材）発注先通知書を作成し、監督官に提出したか	仕様書関係 標準書式集	注文前	実施	確認	—	書類受
機器承諾図（製作図、品質証明等含む）を作成・整理し、監督官に提出したか	仕様書関係	注文前	実施	確認	—	書類受
設計図書に定める機材の見本を提示又は提出し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、監督官に提出したか（仕上げ、色、柄については部隊担当者の意見を確認したか）	仕様書関係	製作前	実施	確認	—	書類受
<資機材の品質管理（工事材料搬入報告書、品質検査簿、品質証明書、規格証明書など）>						
工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督官に報告したか	仕様書関係	納品時	実施	確認	—	書類受
機材は工事現場への搬入ごとに、工事材料搬入報告書を作成したか	仕様書関係	納品時	実施	確認	—	書類受
設計図書において指定された工事材料の品質検査簿を作成したか	契約書第13条	納品時	実施	確認	—	書類受
受注者、品質管理証明者は、当該工事材料の品質検査簿に沿って検査を実施したか	監督実施細目	納品後適時	実施	実施	—	書類受
当該工事材料の品質検査簿の検査結果について、中間、完成などの検査前に監督官へ説明し、報告したか	監督実施細目	局検査前	実施		—	書類受
標準仕様書等で機材試験を指定されたものについて、試験成績表を作成し、監督官に提出したか	仕様書関係	工場製作時又は現場施工後	実施	確認	—	書類受
搬入した資機材は、破損、変質等がないよう適切に保管したか	仕様書関係	随時	実施		—	書類受
<工事材料の調査（材料調査・検査表）>						
設計図書において指定された工事材料の調査について、調査の内容を整理した調査検査簿を作成したか	契約書第14条 監督実施細目 仕様書関係	調査時	実施	確認	—	書類受
受注者、品質管理証明者は、当該工事材料の調査について、調査検査簿に沿って検査を実施したか	監督実施細目	調査後	実施	実施	—	書類受
当該工事材料の調査の検査結果について、中間、完成などの検査前に監督官へ説明し、報告したか	監督実施細目	局検査前	実施		—	書類受
<施工の品質管理（技能士資格資料、各種試験成績表、施工立会記録表、技術提案実施確認）>						
各施工に関し、特記仕様書等で技能士の資格が求められる場合、技能士の資格を証明する資料を監督官に提出したか	仕様書関係	施工前	実施		—	書類受
一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督官から指示を受けた場合など、適宜、その施工が設計図書に適合することを確認し、品質管理証明者の検査を受け、適時、監督官へ報告したか	仕様書関係	適時	実施	実施	—	書類受
見本施工の実施が特記された場合は、仕上がり程度等が判断できる見本施工を行ったか	仕様書関係	本施工前	実施	確認	—	書類受
施工の検査に伴う試験について、設計図書に定められた場合及び試験によらなければ適合が証明できない場合、試験成績表を作成し、監督官へ提出したか	仕様書関係	試験実施時	実施	確認	—	書類受
次の場合、品質管理証明者の立会の上施工すると指定された工事について、立会リストを作成したか (7) 設計図書に定められた場合 (4) 主要機器を設置する場合 (9) 施工後に検査が困難な箇所を施工する場合 (1) 総合調整を行う場合 (6) 監督職員が特に指示する場合	契約書第14条 監督実施細目 仕様書関係	適時	実施	確認	—	書類受
当該工事について、立会リストに沿って、品質管理証明者の立会の上施工したか	監督実施細目 仕様書関係	適時	実施	立会	—	書類受
当該工事の立会状況について、中間、完成などの検査前に監督官へ説明し、報告したか	監督実施細目 仕様書関係	局検査前	実施		—	書類受
<出来形管理資料>						
出来形を計測し、出来形管理表又は出来形管理図に記録し、整理しているか	仕様書関係	適時	実施	確認	—	書類受

自衛隊施設最適化事業（ECI及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【共通分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明者の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

確認ポイント	適用	時期	受注者 工事監理者	品質管理証明者	設計業務 (積算等支援)	監督官
<工事の記録>						
品質管理証明者及び監督官とのやり取り（指示、協議、通知、報告、承諾、提出、届出など）した内容について、記録を作成したか（工事打合せ簿）	契約書第19条 監督実施細目 仕様書関係	随時	実施	確認	—	書類受
営繕工事写真撮影要領を参考に準備、材料、施工状況がわかるように写真を撮影し整理したか	仕様書関係	随時	実施	確認	—	書類受
工事の進捗により隠ぺい状態となる等、後日の目視による検査が不可視又は容易でない部分の施工を行った場合、施工の記録、工事写真、見本等を整理したか	仕様書関係	適時	実施	確認	—	書類受
一工程の施工を完了した場合、施工の記録、工事写真、見本等を整理したか	仕様書関係	適時	実施	確認	—	書類受
適切な施工であることの証明を監督官又は品質管理証明者から指示（依頼）された場合、施工の記録、工事写真、見本等を整理したか	仕様書関係	適時	実施	確認	—	指示 確認
<化学物質の濃度測定>						
特記により、建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施が必要な場合、測定結果は監督官に提出したか	仕様書関係	適時	実施	確認	—	書類受
測定した場合、その結果が指針を超えていないか確認し、超えている場合は適切な措置を行ったか	仕様書関係	結果判明後速やかに	実施	確認	—	書類受
<既存施設の復旧>						
搬入・搬出において使用した道路の舗装等の補修が必要となった場合、補修したか	現場説明書	判明後速やかに	実施	確認	—	書類受
既設施設、道路等の保護に十分注意し、万一破損もしくは汚染させた場合は、受注者の負担において早急に補修し、現状復旧したか	仕様書関係	破損後等速やかに	実施	確認	—	確認
<諸官庁等への届出等>						
関係法令に基づく工事に必要な届け出類の手続きは、あらかじめ監督官に報告し、適切な時期に実施したか	現場説明書 仕様書関係	法令に基づく期限前	実施	—	—	確認 実施
<設計図書との不整合への対応、変更>						
工事の施工部分が設計図書に適合しないことが判明した場合においては、受注者は適切に修復したか		判明後速やかに	実施	—	—	—
工事の施工部分が設計図書に適合しないことが受注者の責でない場合、又、設計図書から工事内容の変更が生じる場合、都度、工事変更内容を整理し、監督官へ報告したか【変更内容報告書】	契約書第19条 監督実施細目	判明後速やかに	実施	—	設計変更作業	確認
<工期の変更>						
工期の変更の発注者との協議にあたり、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料をあらかじめ監督官に提出したか	仕様書関係	適時	実施	—	設計変更作業	確認
天候不良、関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面を作成し、工事の延長が必要な場合は、発注者へ工期の延長変更を請求したか	契約書第23条 監督実施細目	判明後速やかに	実施	—	—	確認
（受注者の責により）工期の延長申請しようとする場合、工期延長申請書を作成し、監督官に提出したか	監督実施細目	工期延長前	実施	—	設計変更作業	確認
前払金額の変更を共わない工期変更時、保証事業会社に通知し、その旨を発注者に通知したか	契約書第38条 現場説明書	工期変更契約時	実施	—	—	書類受
発注者自ら工期短縮が必要と判断し工期短縮に合意した場合、当該計画書は監督官の承諾（確認）を受けたか	契約書第24条 設計変更処理要領	判明後速やかに	実施	—	—	確認
<支給材料等>						
支給材料及び貸与品はあるか			実施	確認	—	—
支給材料等の引渡しを受ける際は、受注者立会のもと、品名、数量、規格等が設計図書と整合しているのか品質管理証明者による検査を実施したか	契約書第15条 監督実施細目	引受け時	実施	検査	—	書類受
支給材料等の引渡しを受けた後、受領書又は借用書を監督官へ提出したか	契約書第15条 監督実施細目	引渡日から7日以内	実施	—	—	書類受
引渡しを受けた貸与品の保管方法及び使用方法是適切か	契約書第15条 監督実施細目	適時	実施	—	—	書類受
不用となった支給材料等はあるか	契約書第15条 監督実施細目	支給材料等設置後	実施	—	—	書類受
不用支給材料等は発注者に返還したか	契約書第15条 監督実施細目	支給材料等設置後	実施	—	—	書類受
支給材料等の引渡しを受けた後、当該品が適当でないか認められた場合は発注者へ通知したか	契約書第15条	引受け後速やかに	実施	確認	—	書類受
支給材料等の引渡しを受けた後、滅失等した場合、代品等など契約書に基づき対応したか	契約書第15条	滅失等時	実施	—	—	書類受
支給材料等について、使用方法が設計図書に記載していない場合は、監督官の指示受け対処したか	契約書第15条	判明後速やかに	実施	—	—	指示
<寄託品>						
寄託品はあるか			実施	確認	—	—
寄託品は、設計図書に定めるところにより品質管理証明者の立会の上、品質、数量等が設計図書と整合しているのか確認し、引渡しを受けたか	契約書第16条 監督実施細目	引受け時	実施	立会	—	書類受
寄託品の引渡しを受けた後、受領書を監督官へ提出したか	契約書第16条 監督実施細目	引受け後速やかに	実施	—	—	書類受
寄託品の据付け及び保管方法は適切か	契約書第16条 監督実施細目	適時	実施	—	—	書類受
寄託品の引渡しを受けた後、滅失等した場合、代品等など契約書に基づき対応したか	契約書第16条	滅失等時	実施	—	—	書類受
<再使用品>						
取外しを行い再使用する機材は、取外し後、再取付けまでの間は、機器の性能・機能に支障がないよう適切に養生を行い保管したか また、保管場所は、必要に応じて部隊担当者調整し決定した後、監督官へ報告したか	仕様書関係	適時	実施	—	—	書類受
<見積活用方式に係る調査>						
見積活用方式の対象工事の場合、監督官が指示する調査要領等に基づき、実績価格調査表の作成を行い、工事完成までに監督官に提出したか	仕様書関係	工事完成まで	実施	—	—	書類受

自衛隊施設最適化事業（ECI及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【共通分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明書の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

確認ポイント	適用	時期	受注者 工事監督者	品質管理証明者	設計業務 (積算等支援)	監督官
<工事一時中止>						
工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督官に報告したか【以下、事象の例】 ・埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合 ・関連工事等の進捗が遅れた場合 ・工事の着手後、周辺環境問題、住民苦情等が発生した場合 ・第三者又は工事関係者の安全を確保する場合 ・暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合	契約書第21条 監督実施細目 仕様書関係	事象発生時後直ちに	実施		—	確認
工事一時中止を実施した場合、一時中止に係る資料（現場管理計画書、工期短縮計画書、巡回報告書、工事一時中止に伴う増額費用の見積書に係る根拠資料など）を整理し、監督官の確認を受けたか	一時中止事務処理要領	事象発生後速やかに	実施		設計変更作業	確認
<災害・事故等への対応>						
災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採るにあたり、緊急やむを得ない事情がない限り、あらかじめ監督官の意見を聴いたか	契約書第28条 監督実施細目	措置前	実施		—	確認
災害防止等のため必要があると認め臨機の措置を採った場合は、その内容を整理し、監督官に通知したか	契約書第28条	措置後速やかに	実施		—	確認
災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努めたか	仕様書関係	発生後直ちに	実施		—	確認
災害及び事故が発生した場合は、緊急連絡網に基づき、直ちに事故速報を行ったか	仕様書関係	発生後直ちに	実施		—	確認
災害及び事故が発生した場合は、事故速報後、速やかに事故報告書、処理報告書を監督官に報告したか	仕様書関係	発生後速やかに	実施		—	確認
次の場合は、被害の有無にかかわらず、現場確認後、速やかに監督官に報告したか 震度5弱以上の地震が発生した場合 台風が通過した場合 特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮）が発令された場合（解除後報告）	仕様書関係	確認後速やかに	実施		—	確認
現場から不発弾が発見された場合、監督官、部隊管理者、所轄の機関などに直ちに連絡し、現場の立入禁止など適切に対応したか		発見後直ちに	実施		—	確認
天災等で不可抗力により工事目的物等に損害が生じたときの発注者へ速やかに状況を通知したか	契約書第31条	発生後速やかに	実施		—	確認
天災等で不可抗力による工事目的物等に損害が生じた場合、発注者の調査を受けたか	契約書第31条	発生後速やかに	—		—	調査
天災等で不可抗力による工事目的物等に損害が生じた場合、調査結果を発注者から通知受けしたか	契約書第31条	発生後速やかに	実施		—	通知
サイバー攻撃等により、建設工事等の電子データの情報搾取、情報漏洩、データ破壊、システム障害等があった場合又は予見される場合は速やかに監督官に報告を行い、必要な対処を行ったか	仕様書関係	発生後速やかに	実施		—	確認
<建設工事現場の問題発生に対する迅速対応>						
問題が発生した場合は速やかに文書又は情報共有システムワークフロー機能にて監督官へ報告したか	仕様書関係	問題発生時	実施		—	確認
進捗状況等を把握できる計画工程を作成したか	仕様書関係	対処前まで	実施		—	書類受
工事施工中において、計画工程と実施工程を照査し、差異が生じた場合は速やかに文書又は情報共有システムワークフロー機能にて監督官へ報告したか	仕様書関係	対処実施中	実施		—	確認
<権利・特許権>						
権利義務の譲渡等に関し、必要が生じる場合に事前承認を得たか	契約書第5条	譲渡等前まで	実施		—	確認
特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する工事か	契約書第8条	対象工事の実施前まで	実施		—	確認
その特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等は、設計図書において指定しているものか	契約書第8条	対象工事の実施前まで	実施		—	確認
発注者が設計図書に指定しておらず、工事で使用する必要がある場合、これを利用する際の費用負担等は発生するものか 発生する場合、発注者に負担してもらうため、監督官に見積等必要書類を提出したか	契約書第8条	判明後速やかに	実施		設計変更作業	確認
工事の施工上の必要から材料、施工方法を考案し、これに関する特許の出願等を行う場合は、あらかじめ発注者と協議したか	仕様書関係	特許出願前まで	実施		—	協議
<埋蔵文化財>						
工事の施工に当たり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督官に報告し、その後の措置については、監督官の指示に従ったか	仕様書関係	発見後直ちに	実施		—	指示
<現場代理人権限の受注者自行行使>						
現場代理人に委任せず、受注者自行行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知したか	契約書第10条	適時	実施		—	書類受
<暴力団員等による不当介入>						
暴力団員等による不当介入を受けた場合、警察への通報と捜査に必要な協力を行った内容を記載した書面により監督官へ報告したか	現場説明書	適時	実施		—	確認
<近隣家屋等の調査>						
工事施工場所周辺の家屋等に影響を及ぼすおそれがある場合など近隣等と折衝が必要な場合は、あらかじめ監督官に報告したか	仕様書関係	事象発生後速やかに	実施		—	確認
第三者からの説明要求又は苦情があった場合は、監督官へ速やかに報告し、誠意をもって対応したか	仕様書関係	要求等受後速やかに	実施		—	確認
工事施工場所周辺の家屋等に影響を及ぼすおそれがある場合の範囲の調査について、事前調査の結果を監督官に報告したか	現場説明書	調査後速やかに	実施		—	確認
工事施工場所周辺の家屋等に影響を及ぼすおそれがある場合の範囲の調査について、事後調査の結果を監督官に報告したか	現場説明書	調査後速やかに	実施		—	確認
<前払金>						
前払金を必要とする場合、発注者へ契約書に基づき請求したか	契約書第37条	適時	実施		—	書類受
中間前払金を必要とする場合、発注者へ契約書に基づき請求したか	契約書第37条	適時	実施		—	書類受
請負代金額が著しく減額された場合、前払金の超過額の控除について確認したか	契約書第37条	減額契約時	実施		—	書類受
受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合、保証契約を変更し、又、減額により保証契約を変更した際は、変更後の保証証書を発注者に寄託したか	契約書第38条	保証契約変更時	実施		—	書類受
前払金を工事に必要な経費以外の支払に充当していないか	契約書第39条	適時	実施		—	—

自衛隊施設最適化事業（ECI及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【共通分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明者の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

確認ポイント	適用	時期	受注者 工事監督者	品質管理証明者	設計業務 (積算等支援)	監督官
<部分払回数>						
部分払回数の増加を申請しようとする場合、事前に、監督官に請負代金部分払回数増加願書を提出したか	監督実施細目	適時	実施		—	確認
<中間技術検査>						
特記仕様書に記載され、監督官又は品質管理証明者が決めた検査日に行い、受注者または品質管理証明者としてチェックリストなどに基づきその工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえ並びに現場書類の確認などを行う検査を実施したか	仕様書関係	中間技術検査前	実施	検査	—	—
品質管理証明者の検査の後、品質証明書を作成し、監督官及び検査官に内容を確認してもらったか	仕様書関係	品質管理証明者検査後速やかに	実施	受注者へ報告	—	確認(検査)
<中間検査>						
発注者から工事完成前の部分使用の願いがあった場合、受注者または品質管理証明者として品質管理等一覧表などに基づきその部分の検査を実施したか	仕様書関係	中間検査前	実施	検査	—	—
部分使用に関する品質管理証明者の検査の後、品質証明書を作成し、監督官及び検査官に内容を確認してもらったか	仕様書関係	品質管理証明者検査後速やかに	実施	受注者へ報告	—	確認(検査)
<既済検査>						
既済検査部分に係る既済検査部分願書及び出来高数量書を監督官に提出したか	契約書第40条 監督実施細目	既済検査前	実施		—	(出来高数量)確認
既済検査前に受注者または品質管理証明者として品質管理等一覧表などに基づき検査を実施したか	仕様書関係	既済検査前	実施	検査	—	—
部分支払いを請求するにあたり、既済検査請求書を提出したか	仕様書関係	既済検査前	実施		—	書類受
品質管理証明者の検査の後、品質証明書を作成し、監督官及び検査官に内容を確認してもらったか(検査官確認は、発注者検査時に行う)	仕様書関係	品質管理証明者検査後速やかに	実施	受注者へ報告	—	確認(検査)
<指定部分検査>						
入札時の技術提案内容について、実施が確認できる資料は作成しているか		完成検査前まで	実施		—	書類受
遠隔地から作業員を確保することが設計図書に記載されている場合、作業員の移動や宿泊など根拠資料が整理されているか		完成検査前まで	実施		確認 設計変更作業	書類受
国有財産図は作成したか(国有財産目録作成は、別途設計業務に含まれる積算等支援業務で実施)		完成検査前まで	実施		目録作成 協力	書類受
建退共制度に係る掛金充当実績総括表を監督官に提出したか	現場説明書	完成検査前まで	実施		—	書類受
保全に関する資料(施工業者連絡先、主要機材メーカーリスト、保守に関する説明書、取扱説明書、保証書、見本・カタログ、官公署届出書等、予備品1式)が目次等により整理され、監督官の確認を受けているか	仕様書関係	完成検査前まで	実施		—	書類受
完成図書等は、特記仕様書に基づき、資料を整理し、必要部数を作成しているか	仕様書関係	完成検査前まで	実施		—	書類受
電子納品用データは作成されているか	仕様書関係	完成検査前まで	実施		—	書類受
受注者社内検査を実施し、記録を整理したか	仕様書関係	完成検査前まで	実施		—	書類受
工事完成後、施設の管理者に対し、建築物等の利用に関する説明及び機器取扱い説明を行ったか	仕様書関係	完成検査前まで	実施		—	書類受
工事完成前に受注者または品質管理証明者として品質管理等一覧表などに基づき検査を実施したか	仕様書関係	指定部分検査前	実施	検査	—	—
品質管理証明者の検査の後、品質証明書を作成し、監督官及び検査官に内容を確認してもらったか(検査官確認は、発注者検査時に行う)	仕様書関係	品質管理証明者検査後速やかに	実施	受注者へ報告	—	確認(検査)
工事を完成したときは、工事完成通知書及び引渡書を提出したか	契約書第41条 監督実施細目	指定部分検査前	実施		—	書類受
工事完成後、工事用地等は適切に片づけ、復旧など行い発注者へ明け渡すこと	契約書第17条	完成後速やかに	実施		—	書類受
<工事完成時>						
入札時の技術提案内容について、実施が確認できる資料は作成しているか		完成検査前まで	実施		—	書類受
遠隔地から作業員を確保することが設計図書に記載されている場合、作業員の移動や宿泊など根拠資料が整理されているか		完成検査前まで	実施		確認 設計変更作業	書類受
国有財産図は作成したか(国有財産目録作成は、別途設計業務に含まれる積算等支援業務で実施)		完成検査前まで	実施		目録作成 協力	書類受
建退共制度に係る掛金充当実績総括表を監督官に提出したか	現場説明書	完成検査前まで	実施		—	書類受
保全に関する資料(施工業者連絡先、主要機材メーカーリスト、保守に関する説明書、取扱説明書、保証書、見本・カタログ、官公署届出書等、予備品1式)が目次等により整理され、監督官の確認を受けているか	仕様書関係	完成検査前まで	実施		—	確認
完成図書等は、特記仕様書に基づき、資料を整理し、必要部数を作成しているか	仕様書関係	完成検査前まで	実施		—	書類受
電子納品用データは作成されているか	仕様書関係	完成検査前まで	実施		—	書類受
受注者社内検査を実施し、記録を整理したか	仕様書関係	完成検査前まで	実施		—	書類受
工事完成後、施設の管理者に対し、建築物等の利用に関する説明及び機器取扱い説明を行ったか	仕様書関係	完成検査前まで	実施		—	書類受
工事完成前に受注者または品質管理証明者として品質管理等一覧表などに基づき検査を実施したか	仕様書関係	完成検査前	実施	検査	—	—
品質管理証明者の検査の後、品質証明書を作成し、監督官及び検査官に内容を確認してもらったか(検査官確認は、発注者検査時に行う)	仕様書関係	品質管理証明者検査後速やかに	実施	受注者へ報告	—	確認(検査)
工事を完成したときは、工事完成通知書及び引渡書を提出したか	契約書第33条 監督実施細目	完成検査前	実施		—	書類受
工事完成後、工事用地等は適切に片づけ、復旧など行い発注者へ明け渡すこと	契約書第17条	完成後速やかに	実施		—	書類受

自衛隊施設最適化事業（ECI及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【建築工事分】

●「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。

●「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。

●記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。

●品質管理証明書の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

工種	確認項目	確認ポイント	確認ポイント				受注者 工事監理者	品質管理証明 者	監督官	
			書類	現場	写真	書類等				
仮設 工事	指定仮設	指定仮設が設計図書のとおり設置されているか確認 (仮囲い、敷き鉄板、山留め等)	○		○	施工計画書、写真	実施	-	書留受	
		工法、形状、保安管理（台風、地震、盗難等）の確認	○		○	施工計画書	実施	-	書類受	
	快適トイレの設置	仕様、設置期間の確認	○		○	施工計画書	実施	-	書類受	
	監督官事務所等	補足説明事項による監督官事務所・警備員等の確認		○		○	仮設物設置願書	実施	-	書類受
							写真	実施	-	書類受
	道路清掃員等	指定された道路清掃員等について適切な計画がされ、勤務記録の確認		○		○	施工計画書、 現場説明書、 写真、勤務記録等	実施	-	書類受
								実施	-	書類受
	敷地の状況確認及び縄張り	縄張り等により建築物等の位置の検査結果の確認	○	○		検査資料	実施	立会	書類受	
	ベンチマーク	ベンチマークの位置、高さ、設置の方法等の検査結果の確認	○	○	○	検査資料	実施	立会	書類受	
遣方	建築物等の位置及び水平の基準を表示し検査結果の確認	○	○	○	検査資料	実施	立会	書類受		
整理清掃後片付け	工事目的物及び工事エリアの清掃状況を確認		○			実施	-	書類受		
土工 事	根切り	根切り底の状態、土質及び深さの検査結果の確認	○	○	○	施工計画書、検査資料	実施	-	書類受	
		地下水の処理状況の確認		○	○		実施	-	書類受	
	山留め	種別、施工場所、設置期間、点検記録、撤去状況の確認			○		実施	-	書類受	
	土質の確認	写真等により土質調査報告書と土質が合っているか確認		○	○		実施	-	書類受	
	土壌汚染	試験結果を確認し基準値以下であることを確認	○				実施	-	書類受	
	地中埋設物・障害物	地中埋設物・障害物等の発生・処理状況を確認	○		○	工事打合せ簿	実施	-	書類受	
	運搬、処分	過積載はないか、許可を受けた業者により適切に運搬されているか、 発生土は適切に分別され処分しているか確認	○		○	施工計画書、残土受入伝票	実施	-	書類受	
	発生土処理	発生土位置等に堆積及び敷き均しする場合に、発生土の飛散防止対 策等が適切に実施されているか確認		○	○		実施	-	書類受	
	埋め戻し・盛土・購入土	施工方法、購入土の種類・転圧状況の確認		○	○	仮置き土の実施記録、納品書 類等	実施	-	書類受	
地業 工事	地盤の確認	試験等により地盤の固面の地耐力が確保されているかの確認	○		○	報告書	実施	-	書類受	
	材料（杭）	種類、径、長さが、設計図等を満たしているか確認	○	○	○	報告書	実施	確認	書類受	
	施工方法	各工法による施工方法は適切か確認	○	○	○	設計書、施工計画書	実施	-	書類受	
		杭頭の処理、継手部分の溶接状況の確認	○	○	○	設計書、施工計画書	実施	-	書類受	
	支持層の確認	試験杭等により、適切な杭材長さの選定がされているか確認する	○		○	報告書	実施	立会	書類受	
	杭等位置出しの確認	施工図等により位置出しが計画され、現場でも間違いが無かったか確 認	○		○	報告書	実施	-	書類受	
	地盤改良の場合の六価クロム溶 出試験の確認	六価クロム溶出試験による結果の対処が適切に実施されているか確認	○		○	濃度計量証明書	実施	-	書類受	
	杭頭位置の確認	芯ズレがあった場合の補強方法等について確認			○	報告書	実施	-	書類受	
	砂利	品質・敷きこみ厚さ・施工範囲の確認	○		○	品質証明書等	実施	確認	書類受	
	防湿層	品質・施工範囲・のみ込みの寸法・重ね寸法の確認	○		○	品質証明書等	実施	確認	書類受	
		防湿層下の目つぶし砂は行っているか確認								
	捨てコンクリート	品質・施工範囲・厚さの確認	○		○	品質証明書等	実施	確認	書類受	
	鉄筋 工事	材料	種類、径等が規格を満たしているか確認	○		○	規格証明書、ミルシート	実施	確認	書類受
加工及び組立		損傷、切断、溶接、フックの有無の確認		○	○		実施	-	書類受	
		主要な配筋は、種類、径、数量、がぶり厚さ、間隔、相互のあき、位 置等の検査結果の確認	○	○	○	施工図又は検査記録	実施	-	書類受	
		鉄筋の補強の確認	○	○	○	施工図又は検査記録	実施	-	書類受	
		方ス圧接は目視及び超音波探傷試験により適切に圧接されているか確 認	○	○	○	報告書	実施	-	書類受	
コン クリ ート 工 事	材料	設計基準強度、類別、セメント、骨材、水、混和材料の品質の確認	○			コンクリート材料の試験成績 表	実施	確認	書類受	
	調合	計画調合の承諾の確認	○			計画調合表	実施	-	書類受	
	品質管理	調合の調整及び試験用の材料の採取の確認	○			計画調合表	実施	確認	書類受	
	運搬	工場から現場までの運搬方法、時間が適切か確認	○			コンクリート打設計画書	実施	-	書類受	
	打設	圧送、打込み、打継ぎ、養生及び打設足場、補修の良否の確認		○	○		実施	-	書類受	
		型枠の種類の確認			○	○		実施	-	書類受
		コンクリート打継面、梁底等の清掃状況の確認			○	○		実施	-	書類受
	出来形図	各部の出来型寸法が設計図を満足しているか、また、品質について、 柱、壁の下部にじょうか・クラックがないことの検査結果の確認	○	○	○	検査記録	実施	-	書類受	
	止水板の設置	現場施工後、不可視となる、止水板が適切に設置されているか確認					実施	-	書類受	
打ち出し仕上の処理	処理が適切に実施されているか確認		○			実施	-	書類受		
鉄骨 工事	材料	材質、規格品、型状等の確認がなされているか確認	○		○	設計図書、規格証明書（ミル シート）	実施	確認	書類受	
	工作一般	切断及び曲げ加工の確認	○	○		承認図	実施	-	書類受	
		垂鉛めつき処理のめつき量、方法等が、適切か確認		○	○		実施	-	書類受	
	高力ボルト接合	高力ボルト締付け後の検査結果の確認	○		○	検査記録	実施	-	書類受	
		二重ナット等で適切に接合されているか確認		○	○		実施	-	書類受	
	接合部の試験	超音波探傷試験の確認	○		○	報告書	実施	-	書類受	
	アンカーボルト	芯出し、径、型状、数量の確認	○	○		設計書	実施	-	書類受	
	建て方	建て方の完了後、形状及び寸法精度を検査結果の確認	○	○		検査記録	実施	-	書類受	
	錆止め塗装	下げ振りにより柱や壁の傾斜を測定		○	○		実施	-	書類受	
耐火被覆	下地処理、塗布量、不可視部分への塗布等が適切に施工されているか 確認	○	○	○		実施	確認	書類受		
	吹き付け厚、検査成績書、耐火性能の表示、品質管理方法	○	○	○		実施	確認	書類受		

自衛隊施設最適化事業（ECI及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【建築工事分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明者の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

工種	確認項目	確認ポイント	確認方法				受注者 工事監督者	品質管理証明 者	監督官
			書類	現場	写真	書類等			
ネコ ンク ・ク 押 出 成 形 セ メ ン ト ・ 板 A L C バ	材料	種類、厚さが設計図書を満足しているか確認	○			施工計画書	実施	-	書類受
		コンクリート、鉄筋、モルタルは工程毎の仕様により適切に選定しているか確認	○	○	○	納入書	実施	確認	書類受
	鉄筋の加工及び組立	がりよう、基礎等への定着、壁横筋のフック、かぶり厚さは適切に確保されているか確認	○	○	○	施工図	実施	-	書類受
	ブロック積み等	1日の積上げ高さの限度は1.6m程度としているか確認	○			施工計画書	実施	-	書類受
	モルタル及びコンクリートの充填	水湿し、充填、かぶり厚さは適切に実施されているか確認	○	○	○	施工計画書	実施	-	書類受
	ALCパネル・押出成形セメント板	各種取り付け工法による種別は設計図等を満たすものとなっているか確認	○	○	○	施工図	実施	-	書類受
		特殊な工法は製造所の仕様により確認	○	○		施工図、メーカー仕様書	実施	-	書類受
		溝掘り、孔あけ及び開口部を行った場合は適切に処理されているか確認		○	○		実施	-	書類受
	防 水 工 事	材料	種類、材質は特記仕様書等により適切に決定しているか確認	○			施工計画書 納入書	実施 実施	- 確認
防水層の種類、種別及び工程		特記仕様書による種別に対する工程及び使用量は適切か確認		○	○		実施	-	書類受
施工（下地）		床はコンクリート直均し仕上げとしているか確認		○	○		実施	-	書類受
		立上りはコンクリート打放し仕上げB種としているか確認		○	○		実施	-	書類受
		入隅及び出隅の仕上げは、45度に仕上げているか確認		○	○		実施	-	書類受
施工（張付け）		出隅、入隅及びスラブの打継箇所等の増し張りは適切に行われているか確認		○	○		実施	-	書類受
		平場は、空隙、気泡、しわ等が生じないよう実施されているか確認		○	○		実施	-	書類受
		継ぎ目は、100mm以上の重ね合わせされているか確認		○	○		実施	-	書類受
施工（差膜防水）		ルーブリイン、配管等のストレッチルーフィングは300mm以上の増し張りとしているか確認	○	○	○		実施	-	書類受
		施工順序、使用量、空隙の有無及び水勾配、塗りむら等が適切に実施されているか確認	○	○		防水仕様書	実施	-	書類受
保護層等の施工		保護コンクリートは溶接金網を設置し、150mm以上重ねているか確認	○	○			実施	-	書類受
		保護コンクリートの仕上げは床コンクリート直均しとし、所要の勾配に仕上げられているか確認		○	○		実施	-	書類受
防水保証書		伸縮調整目地は外周の立上り仕上面から600mm程度、中間部は縦横3,000mm程度として設置されているか確認		○	○		実施	-	書類受
材料（シーリング）		施工部位、材質等にあった材料の選定となっているか確認	○			納入書	実施	確認	書類受
施工（シーリング）		下地処理（バックアップ材）、プライマー塗り、充填の方法は適切か確認		○	○		実施	-	書類受
防水施工	防水層の施工の検査結果の確認	○	○	○	検査記録	実施	-	書類受	
石 工 事	材料	石材の大きさは0.8㎡以下としているか確認		○	○		実施	-	書類受
		石材の粗面及び磨き仕上の種類は仕様書によるか確認		○	○		実施	-	書類受
	施工	下地面の寸法精度は適切か確認		○	○		実施	-	書類受
	各種石張り	補強金物、裏詰めモルタルの確認		○	○		実施	-	書類受
		表面仕上げの種類、養生及び清掃の確認		○	○		実施	-	書類受
	床の石張り	取付け代は適切に確保され、下地ごしらえの敷きモルタルをむらなく敷き、照付けは、不陸、目違いのないよう施工されているか確認		○	○		実施	-	書類受
	その他	階板、アーチ、上げ巻、笠木、甲板、階て板等について仕様書等に基づき施工されているか確認する		○	○		実施	-	書類受
	タ イ ル 工 事	伸縮目地及びひび割れ誘発目地	垂直方法は柱形のない場合、柱形のある場合により適切な位置に設けられているか確認		○	○		実施	-
その他、屋内の入り隅、建具枠回り及び設備機器との取り合い部に設置されているか確認する				○	○		実施	-	書類受
施工後の確認及び試験		全面において、打診棒等により浮きがないかの確認がなされているか		○	○		実施	-	書類受
		接着剤試験は100㎡ごと及びその端数につき1個以上かつ全体で3個以上とし、適度は満足しているか確認	○	○	○	試験結果報告書	実施	-	書類受
材料		モルタルの調合は、工法、施工箇所により適切に調合されているか確認	○	○			実施	-	書類受
施工		モルタル塗りのコンクリート素地面をWCR工法及び目荒らし工法とする場合は各工程の仕様によるか確認		○	○		実施	-	書類受
引張接着試験	壁タイル張りの張付けモルタルは種別と工法により差厚を設定し、設けられているか確認		○	○		実施	-	書類受	
木 工 事	表面仕上げ	屋外のタイル張り、屋内の吹抜け部分等の壁タイル張りの検査結果の確認	○	○	○	検査記録	実施	-	書類受
	継手及び仕口	仕上げの程度は特記の仕様となっているか確認		○	○		実施	-	書類受
		継手は乱に配置されているか、その他面等の仕様を満たしているか確認		○	○		実施	-	書類受
	材料	木材について含水率、樹種、品質等は使用箇所により適切に選定されているか確認	○	○	○		実施	確認	書類受
		防蟻処理	特記で示した仕様とし、塗り回数は2回としているか確認	○	○	○		実施	-
	防蟻処理	特記で示した仕様としているか確認	○	○	○		実施	-	書類受
	防虫処理	特記で示した仕様としているか確認	○	○	○		実施	-	書類受
	各部位	仕口及び継手、仕上げの良否の確認		○	○		実施	-	書類受
	厘 根 及 び と い 工 事	材料	塗膜の耐久性の確認、めっきの付着量の確認、厚さの確認、折板葺は、いかなる形状の影を区分を認認する		○	○		実施	確認
とい受け金物は溶融亜鉛めっきを行ったものとなっているか確認			○				実施	確認	書類受
工法		建築基準法に基づき定められた風速等について確認されているか確認する	○				実施	-	書類受
		長尺金属葺きはアスファルトルーフィング、折り曲げ、小はげ掛け等を適切に考慮し、設置されているか確認		○	○		実施	-	書類受
		折板葺はタイフレームの取り付け間隔、ケラバ金物等の設置状況を確認し、隅肉溶接、鎖止めが適切か確認		○	○		実施	-	書類受
		断熱材を設置する場合は、取付け金物等を確認し、落下防止対策がとられていることを確認		○	○		実施	-	書類受
施工	といたがり止めは適切に設置されているか確認		○	○		実施	-	書類受	
	といたの貫通部には床は幅木、天井取り合い部は回り縁を設置されているか確認		○	○		実施	-	書類受	
	雨水の流量計算がされ、といが適切な配置となっているか確認		○	○		実施	-	書類受	
	とい、靴洗い場、玄関マット等からの配管が適切に雨水拵へ接続されているか確認		○	○		実施	-	書類受	

自衛隊施設最適化事業（ECI及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【建築工事分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明書の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

工種	確認項目	確認ポイント	確認方法				受注者 工事監理者	品質管理証明 者	監督官
			書類	現場	写真	書類等			
金属 工事	一般事項	取付方法、接触腐食の防止、養生等の適否の確認	○	○			実施	—	書類受
	工法	金物を取付けるあと施工アンカーは適切に引き抜き耐力について試験されているか確認	○	○	○		実施	—	書類受
	表面処理	各種表面仕上げを特記のとおり実施されているか確認		○	○		実施	—	書類受
	材料	軽量鉄骨天井地下及びインサートの取り付け金物は防錆処理が行われているか確認		○	○		実施	—	書類受
		軽量鉄骨壁地下の開口補強材及び取り付け金物は防錆処理が行われているか確認		○	○		実施	—	書類受
	形状及び寸法	軽量鉄骨天井地下の、野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔等は適切に設置されているか確認		○	○		実施	—	書類受
		軽量鉄骨壁地下はスタッド高さによる区分としているか、スタッドの間隔は仕上の形状に合わせた間隔としているか確認		○	○		実施	—	書類受
	工法	溶接箇所は、適切に錆止め塗料にて塗り付けられているか確認		○	○		実施	—	書類受
	手摺及びタラップ	天井ふところ高が1.9m以上の場合は吊りボルトと向材等に吊りボルトの補強を行っているか確認		○	○		実施	—	書類受
		手摺の高さ、小口、間隔、固定度、溶接の良否の確認		○	○		実施	—	書類受
アルミニウム笠木	タラップの継手、取付位置、固定度の確認		○	○		実施	—	書類受	
左官 工事	材料	セメント、細骨材、水、混和材、保水剤等は選定が適切か確認	○			納入書	実施	確認	書類受
	調査及び塗厚	塗厚は下地、施工箇所により施工されているか確認		○	○		実施	—	書類受
		床以外の場所で、1箇所の塗厚は、原則として7mm以下としているか、また、全塗厚は2.5mm以下としているか確認		○	○		実施	—	書類受
	下地処理	セルフレベリング材塗りの標準塗厚は10mmとして施工されているか確認		○	○		実施	—	書類受
		コンクリート床面はコンクリート硬化後、なるべく早い時期に塗付けを行っているか確認	○			施工計画書	実施	—	書類受
	下地等の清掃水拭し及び補修	コンクリート等床面はデッキブラシ等で水洗いを行っているか確認	○			施工計画書	実施	—	書類受
	工法	コンクリート面等の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水拭しを行っているか確認	○			施工計画書	実施	—	書類受
	所要量の確認	下塗り、むら直し中塗り、上塗りを適切に行い、施工箇所によった仕上げになっているか確認		○	○		実施	—	書類受
建具 工事	性能及び構造	耐風圧性、気密性、水密性が特記仕様書のとおり確保されているか確認	○			施工計画書 品質証明書等	実施	—	書類受
		その他、要求性能を満たす仕様となっているか確認	○			施工計画書 品質証明書等	実施	確認	書類受
	材料	鋼製ものは垂鉛めっき等の防錆処理を実施しているか確認		○	○		実施	確認	書類受
		アルミニウムに接する小ねじ等の材質はステンレスとしているか確認		○	○	納入書	実施	確認	書類受
		ガラスはJIS1によっており、防火戸の場合は建築基準法又は認定を受けた材となっているか確認	○			施工計画書 品質証明書等	実施	—	書類受
		スラット及びシャッターケース用鋼板はJISG3302又はJISG3312としているか確認		○	○		実施	確認	書類受
		重量シャッターのスラットとガイドレールのかみ合わせは内法寸法により製作されているか確認		○	○		実施	—	書類受
		軽量シャッターのスラットとガイドレールのかみ合わせは40mm以上としているか確認		○	○		実施	—	書類受
	形状及び仕上げ	ガラスの厚みが設計図書とおりであるかガラスシクネスゲージにより確認		○	○		実施	—	書類受
		直接目視できない天端や下端の塗装状況を点検鏡を用いて確認		○	○		実施	—	書類受
形状及び仕上げ	アルミニウムの表面処理は適切か確認	○			皮膜試験の結果	実施	—	書類受	
	枠、かまち等に用いるアルミニウム板の厚さは1.5mm以上となっているか確認		○	○		実施	—	書類受	
形状及び仕上げ	鋼板類の厚さは区分、使用箇所により適切な厚さとなっているか確認	○				実施	—	書類受	
	製品の許容差はJISによっているか確認		○	○		実施	—	書類受	

自衛隊施設最適化事業（ECI及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【建築工事分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明書の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

工種	確認項目	確認ポイント	確認ポイント			受注者 工事監督者	品質管理証明 者	監督官	
			書類	現場	写真				書類等
内装 工事	一般事項	種別（寸法等）と施工場所の確認	○	○	○	(見本品)	実施	—	書類受
		特殊工法はメーカー仕様により確認	○	○	○	メーカー仕様書	実施	—	書類受
		下地材の垂直度、通りの良否の確認		○			実施	—	書類受
	材料	ビニル床シート、ビニル床タイルの、厚さは設計図等によっているか確認（ビニル床シート種類は特記が無ければFS）	○			材料証明書	実施	—	書類受
		帯電防止床、視覚障害者用床、耐動荷重性床の種類、性能、厚さ等は設計図等によっているか確認	○			材料証明書	実施	—	書類受
		ビニル床木の厚さ、高さ等は設計図等によっているか、厚さは標準仕様書どおりか確認	○			材料証明書	実施	—	書類受
		接着材は施工箇所により、種別が選定されているか確認	○			材料証明書	実施	—	書類受
		カーペットの種別は標準仕様書により、織り方及びパイルの形状は特記仕様書によっているか確認	○			材料証明書	実施	—	書類受
		天井及び壁に使用するものは、建築基準法に基づく防火材料の指定及び認定を受けているか確認	○			材料証明書	実施	確認	書類受
		ボード等に使用する小ねじ等は鋼製のものは垂鉛めっき等の防錆処置を行い、錆びやまじり箇所はステンレス製としているか確認	○	○	○	材料証明書	実施	確認	書類受
	ホルムアルデヒド放散量は特記ない限りF☆☆☆☆としているか確認	○			材料証明書	実施	確認	書類受	
	施工	表面の傷等のへこみは適切に補修等を行い、突起等はサンダー掛け等を行い平滑にしているか確認		○	○		実施	—	書類受
		出入口際、柱付き等は隙間のないように切込みを行っているか確認		○			実施	—	書類受
		接着剤は空気だまり、不陸、目違い等ないように張られているか確認		○			実施	—	書類受
		熱溶接は、確実に溶接されているか確認する		○			実施	—	書類受
立上り部は確実に接着され剥がれが無い			○			実施	—	書類受	
カーペットの工法はカーペットの種類により実施されているか確認		○		○	施工計画書	実施	—	書類受	
合成樹脂塗床の工法、仕上げは適切に実施されているか確認			○	○		実施	—	書類受	
フローリング張りの素地ごしらえ、塗装は適切に実施されているか確認			○	○		実施	—	書類受	
畳はへり幅をは表の筋目通りよく、たるまないように、針足寸法に合わせて縫い付けており、取っ手を付けているか。また、段違い、隙間、不陸等ない確認				○		実施	—	書類受	
壁ボード類は原則として水平目地を設けず、目地通りよく、不陸、目違い等ないよう施工されている確認			○			実施	—	書類受	
ボード類の留付け間隔は適切か確認			○			実施	—	書類受	
壁紙の接着剤で、湿気が多い場所は防かび剤入り接着剤およびシーラーを使用しているか確認		○			材料証明書	実施	—	書類受	
壁紙はたるみ、模様等の食違いが無いよう施工されているか確認		○			実施	—	書類受		
防火材料の指定及び認定を受けた場合は適切な表示を行っているか確認		○			実施	—	書類受		
断熱材、防露材は性能を損失しないよう施工され、設計図等による厚さが確保されているか確認		○	○		実施	—	書類受		
事 ユ ニ ツ ト 及 び そ の 他 工	一般事項	製品の使用性、耐久性に対し、有害な欠陥がないか確認		○	○		実施	—	書類受
	階段滑止め	材種、形状、寸法、取り付け方法等の良否の確認		○	○		実施	—	書類受
	床目地棒	材種、形状、寸法、取り付け方法等の確認		○	○		実施	—	書類受
	フリーアクセスフロア及びトイレフェース	材種、形状、寸法、工法の確認		○	○		実施	—	書類受
	フラインド	材種、形状、取り付け方法の確認		○	○		実施	—	書類受
	カーテン	材種、形状、付属金属、工法の確認		○	○		実施	—	書類受

自衛隊施設最適化事業（ECI及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【土木工事分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明者の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

確認項目	土木工事の確認ポイント					受注者 工事監理者	品質管理証明 者	監督官
		書類	現場	写真	書類等			
特記仕様書記載事項								
共通	表土除去は指定された場所に運搬し見栄え良く敷均しされているか	○	○	○		実施		書類受
	表土、伐採木、除根及び腐ブラ等を処分した場合、マニフェストが提出されているか	○	○	○		実施		書類受
	仕様書記載の処分数量が確認できるか	○				実施	確認	書類受
	現場内より発生する金属類は、指定された場所に集積し、発生材調書（数量、写真、集積位置図等を含む。）が監督官へ提出されているか	○	○	○		実施		書類受
	現場内より発生する自通り径10cm以上の立木の幹材は、仕様書に示された長さで切り揃え、指定された場所に集積し、発生材調書（数量、写真、集積位置図等を含む。）が監督官へ提出されているか	○	○	○	立木が発生材の場合	実施		書類受
土工事	建設発生土を基地外処分とした場合、適正に処理されたことを監督官が確認できるよう搬出伝票等により管理されているか	○	○	○		実施	確認 ※共通同様	書類受
	設計土層に変更が生じた場合、写真等によりその位置が明確に判断できる資料を作成し、監督官と協議されているか	○	○	○		実施		書類受
基礎工事	基礎杭の支持力が、仕様書に示された数値以上となっているか確認できるか	○				実施		書類受
	杭の支持層への根入れ長さは、1D（D：杭直径）以上を確保したことが確認できるか	○				実施		書類受
	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接（継手部）において、放射線透過試験及び浸透探傷試験（溶接除去性染色浸透探傷試験）の結果が確認できるか	○		○	・溶接20箇所ごとに1箇所（任意の箇所）の放射線透過試験 ・全溶接箇所において杭全周の浸透探傷試験	実施		書類受
	コンクリート杭において、浸透探傷試験の結果が確認できるか	○		○	・全溶接箇所	実施		書類受
コンクリート工事	現場配合の決定に当たって、配合試験が実施されているか	○				実施		書類受
	水槽等は、防水施工に先立ち24時間以上の満水試験を行って、漏水が無いことを確認できるか	○	○	○		実施		書類受
路床及び路盤工事	路盤工事前にCBR試験を行い、仕様書に示された設計CBRについて現場確認されているか確認できるか	○				実施	確認	書類受
	セメントコンクリート舗装用路床の設計K値について、路床の最終仕上げ後に平板載荷試験を行い、仕様書に示されたK値について現場確認されているか確認できるか	○		○		実施		書類受
	セメントコンクリート舗装用路盤は、最終仕上げ後、平板載荷試験を行い、仕様書に示されたK値について現場確認されているか確認できるか	○		○		実施		書類受
	路盤を人力施工する場合、1層の仕上げ厚が仕様書に示されたものとなっているか	○		○	・下層路盤20cmまで ・上層路盤15cmまで	実施		書類受
	砕石敷きは、1層仕上げ厚20cm以下とし、締固め度は下層路盤工に準じているか	○		○		実施		書類受
コンクリート舗装工事	路床改良において、「セメント及びセメント系固着材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領（案）」により、結果が確認できるか	○		○		実施		書類受
	路床改良において、施工に先立ち、現地採取土による配合試験を実施し配合検討書を作成しているか	○		○		実施	確認	書類受
	舗装用コンクリートの施工に当たって、配合報告書を提出されているか	○				実施		書類受
アスファルト舗装工事	仕様書に示された養生が確認できるか	○		○		実施		書類受
	混合物のマッシュ安定度試験基準値は、共通仕様書の基準値を満足しているか	○				実施		書類受
	現場配合する場合、共通仕様書の基準値を満足しているか	○				実施		書類受
	乳剤散布量を確認できるか	○		○	・ブラコート1.20/m ² ・タッコート0.40/m ²	実施	確認	書類受
	マーキングに使用する材料、塗布量及び色が確認できるか	○		○	・溶融式厚さ1.5mm ・常温式0.40/m ² ・ガラスビーズ13.3kg/100m ²	実施		書類受
給排水工事	本管分岐の施工に先立ち、試掘を行い、既設給水本管の位置、管種、管径及びその他の埋設物の有無を確認されているか	○		○		実施		書類受
	排水管の埋設に当たっては、管の上部約30cmまでは人力にて入念に締固めを行っていることを確認できるか	○				実施		書類受
	受水槽及び浄化槽については、施工図（基礎等を含む）を提出し、監督官の承諾を得ているか	○				実施		書類受
	地上式の受水槽及び浄化槽の基礎等は、地震動に対する検討（転倒・滑動・支持力・曲げ耐力・せん断耐力）を行い、監督官の承諾を得ているか	○				実施		書類受
	給水管の土被り厚はとれているか。とれない場合は保護巻き等対策が実施されているか	○		○		実施		書類受
	汚水樹、人孔等に使用する錆鉄蓋が防臭型であることが確認できるか	○	○	○		実施		書類受
	浄化槽の能力等が仕様書に示されたものであると確認できるか	○	○	○		実施		書類受
	保温工事の施工種別及び保温材の厚さは、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）によるものであると確認できるか	○				実施		書類受
	消火用ポンプは、消防法の規定に適合したものが確認できるか	○	○	○		実施		書類受
	ホース格納箱は屋外自立型（ホース掛け式）とし、付属品は仕様書に示されたものを満足しているか	○	○	○		実施		書類受
消防用設備等の届出及び検査について、事前に監督官と調整し、消防法に基づき諸手続を行い、工事完成検査前に当該消防署の検査を受けたか確認できるか	○		○	・届出は監督官	実施		書類受	
水圧試験は仕様書に定められた圧力及び保持時間で実施されているか確認できるか	○		○		実施	確認	書類受	
市町村の条例等にもとづく給排水工事申請（届出）については、事前に監督官と調整し、手続がなされているか確認できるか	○		○	・届出は監督官	実施		書類受	
管渠、開渠及び函渠の施工に当たっては、共通仕様書に規定する出来形管理基準値を満足しているか	○			・共通仕様書参照	実施		書類受	
法面工事	盛土法面整形において、土羽部の厚さが30cmであることを確認できるか	○	○	○		実施		書類受
	法面整備工事の施工に当たって、施工計画書（配合計画等含む）を提出し、監督官の承諾を得ているか	○				実施		書類受
	種子基材吹付けに使用する種子の選定及び配合について、仕様書記載の在来草本類の植物を含めて導入しているか確認できるか	○				実施		書類受

自衛隊施設最適化事業（ECI及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【土木工事分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明者の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

確認項目	土木工事の確認ポイント				書類等	受注者 工事監督者	品質管理証明 者	監督官
		書類	現場	写真				
環境整備工事	張芝工は、仕様書で示した種類等を満足しているか	○	○	○	・芝串(芝1枚当たり3本) ・肥料(1.2kg/100㎡散布)	実施		書類受
	種子散布工(種子吹付工)に使用する種子等の配合について、発芽率を考慮の上決定し、監督官の承認を得ているか	○				実施		書類受
	種子散布(吹付)工に使用する種子の選定及び配合について、仕様書記載の存在書本類の標物を貪りて導入しているか確認できるか	○		○		実施		書類受
	門扉の製作に当たっては、あらかじめ監督官に承諾書を提出し、承諾を得ているか	○				実施		書類受
	金網柵・格子柵を構成する各部材は、仕様書に示された速度圧及び抗力係数(1)を考慮し構造計算を行ったものを確認できるか	○				実施		書類受
	金網柵・格子柵の上綱線は、仕様書に示された積雪荷重を考慮し構造計算を行ったものを確認できるか	○				実施		書類受
	金網柵及び格子柵の基礎は、施工前にサウンディング試験等で地耐力を確認しているか	○		○		実施		書類受
	金網柵及び格子柵の基礎は、仕様書に示された短期許容地耐力を満足し、基礎の形状寸法を検討しているか確認できるか	○				実施		書類受
	支柱用丸太は、仕様書に示された保存剤を用い、加圧式保存処理を行ったものであることを確認できるか	○				実施		書類受
	仮設工事	仕様書記載された水替ポンプが仕様書に示された規格等を満足しているか。また、使用日数を確認できるか	○		○		実施	
土工を行う場合、施工計画書に記載されているか。また、残置日数を確認できるか		○		○		実施		書類受
交通誘導員の日数を確認できるか。また、日数の精算がされているか		○		○		実施		書類受
その他	仕様書記載の立木補償金、借地料等確認できるものはあるか	○		○		実施		書類受
	また、取壊し撤去工事の実施に当たって、撤去する構造物の躯体寸法を調査したものを確認できるか							
材料仕様	材料仕様が、仕様書及び共通仕様書に示した仕様を満足しているか確認できるか	○				実施	確認	書類受
	材料表に示すJIS又は同等以上の品質・規格を有し、JIS以外のものはJISと同等以上であることの証明できるものはあるか	○				実施	確認	書類受
管理基準	出来形管理基準、品質管理基準、写真管理基準が共通仕様書の内容を満足したものが確認できるか	○				実施	確認	書類受
特記仕様書記載事項以外								
特記数量	出来高と内訳の数量の整合性。出来高不足になっていないか	○			特記仕様書、内訳書	実施	確認	書類受
	出来高の根拠は整理されているか。不足している資料はないか	○			出来高数量調査、出来高図	実施		書類受
現場共通	出来高図と計測結果が概ね一致しているか		○			実施	確認	書類受
	機器等の不具合はないか。説明書等があるか		○			実施		書類受
	出来映えは良好か		○			実施		書類受
	不備はないか		○			実施		書類受
舗装	転圧不足による骨材の分離等がないか		○			実施		書類受
	マーキングの施工は良好(滑り等)か		○			実施		書類受
	コア抜き後の処理は適切か		○			実施		書類受
	ホウキ目は適切か		○			実施		書類受
	舗装のうねりや水溜まりがないか		○			実施		書類受
	クラックがないか		○			実施		書類受
給水	通水が確認できるか		○			実施		書類受
	量水器等に水が溜まっていないか(水抜き穴の漏れや詰まり)		○			実施		書類受
	量水器等の蓋はスムーズに開閉できるか		○			実施		書類受
	バルブの開閉ができるか		○			実施		書類受
雨水排水	管のたわみがないか		○			実施	確認	書類受
	管、側溝の清掃がされているか		○			実施		書類受
	マンホール等の蓋がスムーズに開閉できるか、マンホール用鏡や懐中電灯を用いて排水管路がきちんと接続され、とおりがよいか、たるみがないか		○			実施		書類受
	口環の設置箇所が適切か(芝部(口環有)、舗装部(口環無))		○			実施		書類受
	レベル、スタッフ(標尺)により設計図面に示される基準高及び標等で管底高と施工された寸法に差異がないか確認		○			実施	確認	書類受
汚水排水	管のたわみがないか		○			実施	確認	書類受
	管の清掃がされているか		○			実施		書類受
	マンホール等の蓋がスムーズに開閉できるか、マンホール用鏡や懐中電灯を用いて排水管路がきちんと接続され、とおりがよいか、たるみがないか		○			実施		書類受
	口環の設置箇所が適切か(芝部(口環有)、舗装部(口環無))		○			実施		書類受
	レベル、スタッフ(標尺)により設計図面に示される基準高及び標等で管底高と施工された寸法に差異がないか確認		○			実施	確認	書類受
環境整備	芝の根付きは確認できるか		○			実施	確認	書類受
	芝串(3本)は確認できるか		○			実施		書類受
	柵は揺らしても動かないか		○			実施		書類受
	門扉はスムーズ開閉できるか		○			実施		書類受
	門扉の落としがおり止めにしっかりと止まるか		○			実施		書類受
	門扉の施設装置がしっかりと止まるか		○			実施		書類受
	柵・門扉と地盤までの隙間が適切か。開きすぎているか図面にて確認する		○			実施		書類受
	基礎が地盤面より飛び出しすぎているか		○			実施		書類受

自衛隊施設最適化事業（ECI及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【電気通信工事分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明書の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

工種	確認項目	電気通信工事の確認ポイント	確認ポイント				受注者 工事監理者	品質管理証明 者	監督官	
			書類	現場	写真	書類等				
共通事項	試験、測定器等	校正周期は適切か	○	○		校正証明書	実施	確認	書類受	
配管配線 工事	機材（電線類、配管類）	規格（JIS等）の確認 保管方法及び錆の発生、キズ等の状況確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等）	実施	確認	書類受	
	機材（プルボックス、ケーブルラック、バスタクト等）	材質、形状は、規格（JIS等）に適合しているか 保管方法及び錆の発生、キズ等の状況確認	○	○	○	機器製作図、品質証明書 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受	
	仕上げ	各部の寸法、納まり、塗装状況の確認		○			実施		書類受	
	施工		配管及びラック等の支持と取付間隔の確認		○	○		実施		書類受
			配管及びケーブル配線は水管、ガス管、若しくはこれに類する物等との懸隔の確認		○	○		実施		書類受
			防火区画貫通部分の耐火処理状況の確認	○	○	○	耐火性能証明書	実施	確認	書類受
			電線、ケーブル等の行先表示、回路名、ケーブルサイズの標識確認		○	○		実施		書類受
			端子盤及び通信アウトレットの取付高		○	○		実施		書類受
			空配管に敷設する導入線の確認		○			実施		書類受
			UTPケーブルの敷設長さの確認		○	○		実施		書類受
			光ファイバケーブルの敷設において、衝撃防止、損傷防止等の適切な防護措置が施されているか		○	○		実施		書類受
			端子盤、機器収容ラック等内でのケーブル接続及び固定時の曲げ半径の確認		○	○		実施		書類受
			端子盤、機器収容ラック等内でのケーブル整線状況の確認		○			実施		書類受
			端子盤、機器収容ラック等の扉裏側への表示の確認 （製造者、請負業者、製造年月、製造番号）		○			実施		書類受
			通信ケーブルの配線カラーコード（カッド順）の確認		○			実施		書類受
	接地線の接続確認		○			実施		書類受		
	雨水浸入防止方法の確認		○			実施		書類受		
	試験		絶縁抵抗計による絶縁抵抗試験、接地抵抗試験、LANテスターによるUTPケーブルの伝送品質測定や結線状況の確認、光ファイバ試験器による光ファイバケーブルの伝送損失測定やハルス試験、管路点検器、マンドレルまたはハウスによる地位中配管の通過試験、気密試験器による気密試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受
	器具（電力設備） 工事付	機材	配線器具、照明器具、分電盤、制御盤等及び付属品の材質、形状は規格（JIS等）に適合しているか	○	○	○	機器製作図、品質証明書 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
		仕上げ	機器の納まり、清掃状況の確認		○			実施		書類受
施工			配線器具の取付高さの確認		○	○		実施		書類受
			特殊用途のスイッチ、コンセントプレートに電圧、相数、電流の表示はされているか確認		○			実施		書類受
			照明器具の配置と取付状況の確認		○			実施		書類受
			振動機器との接続状況の確認（ブリカ等）		○	○		実施		書類受
			分電盤、制御盤等の据付状況の確認	○	○	○	施工図、耐震計算書	実施	確認	書類受
			分電盤、制御盤等の表示プレートの確認 （名称、型式、定格、製造者、製造年月、施工業者）		○			実施		書類受
			ブレーカー仕様、個数の確認		○			実施		書類受
			ガータースペースのケーブル整理状況の確認		○			実施		書類受
増締め状況の確認			○			実施		書類受		
ボンド線、接地線の接続状況の確認			○	○		実施		書類受		
試験			絶縁抵抗計による絶縁抵抗試験、テスター（コンテスター）による電圧測定、相間抵抗試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受
			スイッチの点滅及びコンセントの極性試験		○			実施	確認	書類受
			照度計による非常用照明の照度測定	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受
	センサー類の動作試験			○			実施	確認	書類受	
	動力制御盤のシーケンス制御動作試験			○			実施	確認	書類受	
	ELB回路の動作試験			○			実施	確認	書類受	
電池内蔵型器具の場合、停電時の点灯試験		○			実施	確認	書類受			
一般 接地	機材（接地棒、接地銅板、接地端子箱等）	形式、構造、寸法の確認	○	○	○	機器製作図、品質証明書 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受	
	施工	接地種類の確認		○	○		実施		書類受	
		電線サイズ、接続状況の確認		○	○		実施		書類受	
		単独接地、共用接地の確認		○			実施		書類受	
試験		接地抵抗計による接地抵抗試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受	
静電 接地	機材	接地極は、垂鉛接地棒となっているか確認	○	○	○	品質証明書	実施	確認	書類受	
	施工	燃料タンクと接地線の引出部の接触面は、クロムメッキまたは銀ろう処理となっているか確認		○	○		実施		書類受	
		銅部分が露出していないか（ピッチタール処理がされているか）		○			実施		書類受	
		人体用静電除去接地の取付場所は適切か		○			実施		書類受	
試験		接地抵抗計による接地抵抗試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受	
防 爆 設 備	機材	規格（JIS等）、防爆認定品の確認	○	○	○	機器製作図、品質証明書 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受	
	施工	配管は、厚鋼電線管となっているか確認		○	○		施工図	実施	書類受	
		防爆種別と使用機器の防爆構造は整合しているか確認		○	○	○	機器製作図	実施	書類受	
		シーリングフィッティングの取付場所は適切か		○	○	○	施工図	実施	書類受	
		シーリングコンパウンドが充てんされ、硬化しているか確認		○	○		実施		書類受	
電動機との接続には、フレキシブルフィッティングが使用されているか		○	○		実施		書類受			
試験		接地抵抗計による接地抵抗試験、絶縁抵抗計による絶縁抵抗試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受	

自衛隊施設最適化事業（ECI及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【電気通信工事分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明者の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

工種	確認項目	電気通信工事の確認ポイント	書類等				受注者 工事監理者	品質管理証明 者	監督官
			書類	現場	写真	書類等			
雷保護設備	機材	関係法令及び規格（JIS等）の確認	○	○	○	機器製作図、品質証明書 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
	施工	受雷部、避雷導線から1.5m以内の電線管、雨どい、はしご等の金属体は、導線に接続されているか確認		○			実施		書類受
		水平導体、棟上導体、メッシュ導体の太さ、大きさは適切か。また、伸縮装置の設置場所は適切か確認		○			実施		書類受
		受雷部保護範囲の確認	○	○		施工図	実施		書類受
試験	接地抵抗計による接地抵抗試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受	
受変電設備	機材	キュービクル、高圧機器類の規格（JIS、JEM等）の確認	○	○	○	機器製作図、工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
		変圧器、遮断器、開閉器等の仕様、容量、遮断電流を確認	○	○	○	機器製作図、工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
		高圧充電部と触れないよう、扉の内側に絶縁性保護カバーが取り付けられているか確認		○	○		実施	確認	書類受
		高圧機器類は、構成材に固定されているか		○	○		実施	確認	書類受
	施工	キュービクル基礎の仕上げ（出来形）確認	○	○	○	施工図	実施		書類受
		キュービクルの据付、ケーブル接続状況の確認	○	○	○	施工図、耐震計算書	実施	確認	書類受
		接地線接続状況の確認		○	○		実施		書類受
		高圧ケーブルの遮蔽層の接地状況の確認		○	○		実施		書類受
		機器の表示プレートの確認 （名称、型式、定格、製造者、製造年月、施工者）		○	○		実施		書類受
	試験	接地抵抗試験、絶縁抵抗試験、耐電圧試験、動作試験、継電器特性試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受
発電設備	機材	発電機規格（JIS等）の確認	○	○		機器製作図	実施	確認	書類受
		関係法令、認定機関の認定証書の確認	○	○	○	関係法令に適合する旨を示す証明書、工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
	施工	各機器の据付及び耐震施工状況の確認	○	○	○	施工図、耐震計算書	実施	確認	書類受
		発電機と防油堤の離隔距離の確認		○	○		実施		書類受
		配管の支持方法と取付間隔の状況確認		○	○		実施		書類受
		防油堤内の防漏施工状況の確認		○	○		実施		書類受
		発電機の起動電圧確立時間の確認	○	○		機器試験成績書	実施	確認	書類受
	試験	機器の表示プレートの確認 （名称、型式、定格、製造者、製造年月、施工者）		○			実施		書類受
		絶縁抵抗、接地抵抗、耐電圧、継電器特性の各試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受
		機関及び発電機の始動、停止試験並びに試運転調整試験の確認	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受
	騒音値測定の確認	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受	
電源装置（交流UPS無停流装置）	機材	蓄電池は関係法令、認定機関の認定証書の確認	○	○	○	機器製作図、関係法令に適合する旨を示す証明書、工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
		各機器の据付及び耐震施工の状況	○	○	○	施工図、耐震計算書	実施	確認	書類受
	施工	防災用電源の場合耐火配線になっているか確認		○			実施		書類受
		機器の表示プレートの確認		○			実施		書類受
試験	絶縁抵抗、接地抵抗、充放電の各試験、動作試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受	
自動火災報知設備	機材	関係法令、日本消防検定協会の合格証書等の確認	○	○	○	機器製作図、関係法令に適合する旨を示す証明書、工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
		機器の据付状況の確認		○	○		実施		書類受
	施工	受信機、感知器の作動及び操作状況の確認		○			実施		書類受
		機器の表示プレートの確認 （名称、型式、定格、製造者、製造年月、施工者）		○			実施		書類受
	試験	火災信号での各警停止状況確認		○		現場試験成績書	実施	確認	書類受
		消防検査済証の確認	○			検査済証	実施	確認	書類受
	絶縁抵抗試験、感知器等の動作試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受	
構内情報通信網設備	機材	規格（JIS等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等） 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
		各機器の据付及び機器収容ラックの耐震施工状況	○	○	○	施工図、耐震計算書	実施	確認	書類受
	施工	通信アウトレット及び機器収容ラック内のパッチパネルに接続先が認識できる表示がされているか		○			実施		書類受
		機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名）		○			実施		書類受
試験	機能試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受	
構内交換設備	機材	規格（JIS等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等） 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
		各機器の据付及び自立形機器の耐震施工状況	○	○	○	施工図、耐震計算書	実施	確認	書類受
	施工	端子盤内への線番表の設置		○			実施		書類受
		機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名、請負者名等）		○			実施		書類受
試験	機能試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受	
情報表示設備	機材	規格（JIS等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等） 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
		各機器の据付状況		○	○		実施		書類受
	施工	情報表示盤及び子時計の取付位置及び取付高さの確認（他設備との取り合い及び確認状況）		○	○	施工図	実施		書類受
		情報表示盤及び子時計の取付けにおいて、荷重の大きい機器の取付補強や特殊な取付方法での施工状況を確認		○	○	施工図	実施		書類受
試験	機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名、請負者名等）		○			実施		書類受	
	機能試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受	

自衛隊施設最適化事業（EC I 及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【電気通信工事分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明書の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

工種	確認項目	電気通信工事の確認ポイント	書類等				受注者 工事監理者	品質管理証明 者	監督官
			書類	現場	写真	書類等			
映像音響設備	機材	規格（JIS等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等） 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
	施工	各機器の組込配線状況及び映像音響装置の架又は卓の耐震施工状況	○	○	○	施工図、耐震計算書	実施	確認	書類受
		天井つり下げ及び壁付け機器の施工状況	○	○	○	施工図	実施		書類受
		荷重の大きい機器の取付補強や特殊な取付方法での施工状況を確認	○	○	○	施工図	実施		書類受
	試験	機能試験		○		現場試験成績書	実施	確認	書類受
拡声設備、非常放送設備	機材	規格（JIS等）、品質等の確認 非常放送用アンプ、非常用スピーカは、日本消防検定協会の合格証票等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等） 工事材料搬入報告書 合格証票	実施	確認	書類受
	施工	各機器の据付及びラック形増幅器の耐震施工状況	○	○	○	施工図、耐震計算書	実施	確認	書類受
		スピーカセレクトスイッチ部に放送区域の表示		○			実施		書類受
		荷重の大きい機器の取付補強や特殊な取付方法での施工状況を確認	○	○	○	施工図	実施		書類受
	試験	機能試験 非常放送設備と火災報知設備との連動 消防検査済証の確認（非常放送設備）	○	○		現場試験成績書 現場試験成績書 検査済証	実施	確認	書類受
呼出設備	機材	規格（JIS等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等） 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
	施工	各機器の据付状況 呼出先の子機の番号と室名称（又は室番号）等を記載した表が備え付けられているか 機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名等）		○	○		実施		書類受
	試験	機能試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受
テレビ共同受信設備	機材	規格（JIS等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等） 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
	施工	各機器の据付状況 同軸ケーブルの接線の取付状況 機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名等）		○	○		実施		書類受
	試験	機能試験、テレビ放送用信号レベル測定器によりテレビ端子の受信レベルや電波の質を測定	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受
テレビ電波障害防止設備	機材	規格（JIS等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等） 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
	施工	各機器の据付状況 ケーブルの架設状況（地上高及び他設備との離隔） 機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名等）		○	○		実施		書類受
	試験	機能試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受
監視カメラ設備	機材	規格（JIS等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等） 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
	施工	各機器の据付及び機器収容ラックの耐震施工状況	○	○	○	施工図、耐震計算書	実施	確認	書類受
		カメラの設置位置、取付高さ及び角度等の確認	○	○	○	施工図	実施		書類受
		荷重の大きい機器の取付補強や特殊な取付方法での施工状況を確認	○	○	○	施工図	実施		書類受
		機器の動作及び設定条件の確認 機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名等）	○	○		施工要領書・機器製作図	実施	確認	書類受
試験	機能試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受	
駐車場管制設備	機材	規格（JIS等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等） 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
	施工	各機器の据付状況 機器の動作及び設定条件の確認 機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名等）		○	○		実施		書類受
	試験	機能試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受
防犯入退室管理設備	機材	規格（JIS等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等） 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
	施工	各機器の据付状況 機器の動作及び設定条件の確認 機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名等）		○	○		実施		書類受
	試験	機能試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受
構内配電線路設備、架空線路	機材（外線材料）	規格（JIS等）及び電力会社仕様の確認	○	○	○	機器製作図、品質証明書 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
	施工	架線の状況（高さ、弛度）の確認		○	○		実施		書類受
		導子の種類確認		○	○		実施		書類受
		支持物（コン柱）の位置、根入れ状況の確認	○	○	○	施工図	実施		書類受
		根かせの向き、方向の確認	○	○	○	施工図	実施		書類受
		支線の向き、角度及び張り強度、深さの確認	○	○	○	施工図	実施		書類受
		装柱材の取付状況、取付向き確認		○	○		実施		書類受
		ケーブル支持、保護状況の確認		○	○		実施		書類受
	柱上変圧器、装柱材の接地の確認		○	○		実施		書類受	
試験	絶縁抵抗、接地抵抗、高圧耐電圧試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受	

自衛隊施設最適化事業（ECI及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【電気通信工事分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明者の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

工種	確認項目	電気通信工事の確認ポイント				受注者 工事監理者	品質管理証明 者	監督官		
		書類	現場	写真	書類等					
地中線路	機材（マンホール、ハンドホール及び鉄ふた）	規格（JIS等）の確認	○	○	○	機器製作図、品質証明書 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受	
		マンホール、ハンドホール本体強度と蓋強度の整合確認	○	○	○	機器製作図、品質証明書 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受	
	施工	地中配線の掘削幅、深さ及び埋戻し状況の確認	○	○	○	施工図	実施		書類受	
		水処理状況の確認		○	○		実施		書類受	
		呼び線の確認		○	○		実施		書類受	
		マンホール、ハンドホール内のケーブルの余長と、支持及び各ケーブルの離隔状況 電線、ケーブルに行先表示と種別の標識取付確認		○	○		実施		書類受	
試験	絶縁抵抗、接地抵抗、高圧耐電圧試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受		
外灯設備	機材	規格（JIS等）の確認	○	○	○	機器製作図、品質証明書 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受	
		外灯基礎の出来形、埋設深さの確認	○	○	○	施工図	実施		書類受	
	試験	外灯ポール内のスイッチ等仕様の確認		○		機器製作図	実施		書類受	
		絶縁抵抗、接地抵抗 外灯の点灯確認（光害対策を含む）		○		現場試験成績書	実施	確認	書類受	
有線通信工事	通信線路施設、架空線路	機材	規格（JIS等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等） 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
			施工	架線の状況（高さ、弛度）の確認		○			実施	
		支持物（コン柱）の位置、根入れ状況確認			○	○		実施		書類受
		根かせの向き、方向の確認			○	○		実施		書類受
		支線の向き、角度及び張り強度の確認			○			実施		書類受
		装柱材の取付状況、取付向き確認			○	○		実施		書類受
		ケーブル支持、保護状況の確認			○	○		実施		書類受
		SS（G形）ケーブルのねん回状況の確認			○			実施		書類受
		接続端子箱内のケーブル接続状況の確認			○	○			実施	
		通信ケーブルの配線カラーコード（カッド順）の確認	○	○	○	施工要領書	実施		書類受	
	ケーブルに表示プレートの取付確認 （ケーブル名及び種別、請負者名、建設年度等）		○	○		実施		書類受		
	試験	市内ケーブル試験（絶縁抵抗及び導体抵抗測定）	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受	
	地下線路	機材	規格（JIS等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等） 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
			施工	地中配線の掘削幅、深さ及び埋戻し状況の確認	○	○	○	施工図	実施	
通信管路の管相互の離隔の確認				○	○		実施		書類受	
耐震用伸縮継手の設置状況の確認		○		○	○	施工図	実施		書類受	
予備管路への通線ひも及び止水栓の設置状況の確認				○	○		実施		書類受	
マンホール及びハンドホールのダクト口の防水防護コンクリートの施工状況の確認（なお、中を検査する際には酸素濃度計を用いて酸欠事故を防止する）		○		○	○	施工図	実施		書類受	
マンホール及びハンドホールの首部の施工状況の確認		○		○	○	施工図	実施		書類受	
マンホール、ハンドホール内のケーブル及びクロージャ等の固定状況の確認			○	○		実施		書類受		
マンホール、ハンドホール内の光ファイバケーブルの保護用スパイラルの取付状況の確認		○	○		実施		書類受			
試験	管路通過試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受		
	市内ケーブル試験（絶縁抵抗及び導体抵抗測定）	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受		
	光ファイバ試験器による光ケーブル試験（損失測定、パルス試験等）	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受		
	機器設置等工事	規格（JIS等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受	
試験	機材	機器の固定状況の確認	○	○	○	施工要領書、施工図	実施		書類受	
		ケーブルの布設状況の確認	○	○	○	施工要領書、施工図	実施		書類受	
		ケーブルに表示プレートの取付確認 （ケーブル名及び種別、請負者名、建設年度等）		○	○		実施		書類受	
		ボルト長さは、締め付け状態でナットの頭からネジ山が1山以上出るようになっているか確認	○	○	○	施工要領書、施工図	実施		書類受	
		座金類の仕様は仕様書に合致しているか確認	○	○	○	施工要領書、施工図	実施		書類受	
		ストラクチャの取付け方法が仕様書に合致しているか確認	○	○	○	施工要領書、施工図	実施		書類受	
	水平垂直の確認	○	○	○	施工要領書、施工図	実施		書類受		
対向試験	各種機器 黒体試験及び総合試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受		

自衛隊施設最適化事業（E C I 及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【電気通信工事分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明者の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

工種	確認項目	電気通信工事の確認ポイント	書類等				受注者 工事監理者	品質管理証明 者	監督官
			書類	現場	写真	書類等			
無線 通信 工事	機材	規格（JIS等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書 工事材料搬入報告書	実施	確認	書類受
		空中線の設置状況の確認	○	○	○	施工要領書、施工図	実施		書類受
	施工	空中線部材構成が設計図書と合致しているか確認	○	○	○	施工要領書、施工図	実施		書類受
		導波管の子桁と昇降階段等との隙間は、300mm以上確保されているか確認	○	○	○	施工要領書、施工図	実施		書類受
		機器の固定状況の確認	○	○	○	施工要領書、施工図	実施		書類受
		ケーブルの布設状況の確認	○	○	○	施工要領書、施工図	実施		書類受
		ケーブルに表示プレートの取付確認 （ケーブル名及び種別、請負者名、建設年度等）		○	○		実施		書類受
		遠へいPVC信号線は、他線種と同一に束ねられていないか確認	○	○	○	施工要領書、施工図	実施		書類受
		ケーブルの線端処理が仕様書に基づき適切に行われているか確認	○	○	○	施工要領書、施工図	実施		書類受
	試験	短波空中線 性能試験（絶縁抵抗及び導通、接地抵抗、VSWR、アンテナインピーダ ダンス）	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受
		VHF・UHF空中線 性能試験（VSWR、アンテナインピーダンス）	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受
		マイクロ波空中線系 性能試験（空中線VSWR、導波管VSWR、導波管損失、乾燥空気充填装置 気密試験、総合試験（VSWR、気密試験、方向調整））	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受
		各種機器 単体試験及び総合試験	○	○		現場試験成績書	実施	確認	書類受

自衛隊施設最適化事業（ECI及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【機械工事分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明書の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

工種	確認項目	機械工事の確認ポイント					受注者 工事監督者	品質管理証明 者	監督官
			書類	現場	写真	書類等			
仮設工事	指定仮設の精算は終わっているか		○	○	○		実施	書類受	
	仮設の設置期間は適切か		○	○	○		実施	書類受	
	消火器等の防災設備が整っているか			○	○	仮設物設置願書等	実施	書類受	
土工	掘削幅、掘削深さ、勾配等は規定のとおりか		○	○	○		実施	書類受	
	十分な締め固めを行い、くぼ地などはないか			○	○		実施	書類受	
	芝張り、舗装面など表層の状態は良好か			○	○		実施	書類受	
コンクリート工事	鉄筋ピッチ、コンクリートのかぶり、寸法は適切か		○	○	○	出来形図	実施	確認 書類受	
	鉄筋は、異形鉄筋又は丸鋼とし、JIS G 3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」によるものか		○	○	○	機材・材料検査簿	実施	確認 書類受	
左官工事	割れ、ヒビ、ジャンカ、くぼみはないか			○			実施	書類受	
鋼材工事	寸法は適切か		○	○	○	機材・材料検査簿	実施	確認 書類受	
	溶接箇所は錆びていないか			○			実施	書類受	
機材の品質	仕様書など設計図書に定める品質及び性能を有しているか		○	○	○	納入仕様書、機材・材料検査簿	実施	確認 書類受	
	仕様書など設計図書に定める試験を行い、性能が証明できているか		○	○	○	試験成績表	実施	確認 書類受	
総合試運転調整	総合試運転調整に先立ち、調整方法、調整時期、日程、人員及び安全対策を含む総合試運転調整計画書を作成したか		○			総合試運転調整計画書	実施	確認 書類受	
スリーブ工事・インサート	スリーブ・インサート材料は適切か		○	○	○		実施	確認 書類受	
	スリーブ径は適切か		○	○	○		実施	書類受	
	紙製を使用した場合は配管施工前に取り除かれているか			○	○		実施	書類受	
	つば付スリーブを使用した場合、つばが適正で内面に塗料が施されているか		○	○	○		実施	書類受	
	口径が大きい場合は、補強筋はあるか			○	○		実施	書類受	
配管工事	配管材料の規格は適切か		○	○	○	機材・材料検査簿	実施	確認 書類受	
	支持金物、振れ止め金物、固定金物は規定の間隔で設置されているか		○	○	○		実施	書類受	
	支持金物、固定金物などのボルトの緩みはないか		○	○	○		実施	書類受	
	水平器を用い、適正な勾配がとれているか確認		○	○	○		実施	書類受	
	防火区画及び貫通部の処理は適切か		○	○	○		実施	書類受	
	分岐の方法は適切か			○	○		実施	書類受	
	異種管の接続方法は適切か			○	○		実施	書類受	
	埋設管等とコンクリート内の鉄筋が電氣的に繋がっていないか			○	○		実施	書類受	
	埋設管は管種により防食処置や良質砂等で埋戻しされているか			○	○		実施	書類受	
	埋設管の深さは適切で、管種により埋設テープは敷設されているか			○	○		実施	書類受	
	管種、接合方法に間違いはないか			○	○		実施	書類受	
	接続は適正か（ねじ部の錆止め、フランジのボルト締め付けトルク）			○	○		実施	書類受	
	塩ビライニング鋼管のフランジ接合の場合で、やむを得ずフランジを現場取付けする場合は、やむを得ずフランジを現場取付けする場合は、標準図（塩ビライニング鋼管及びステンレス鋼管の施工要領）により取付け、品質確認報告書にその施工写真等を添付し、監督官に提出したか		○	○	○		実施	書類受	
	鋼管（水配管）の接合は、差込接合又はメカニカル接合とし、メカニカル接合の場合は、呼び径25以下に適用し、JCDA0002「鋼配管用鋼及び鋼合金の機械的管継手の性能基準」を満足した継手により接合し、品質確認報告書にその施工写真等を添付し、監督官に提出したか		○	○	○		実施	書類受	
	各種ストレーナーの清掃を行っているか			○	○		実施	書類受	
	水漏れはないか			○	○		実施	書類受	
	バルブの操作は容易にできるか		○	○			実施	書類受	
	フレキシブル継手の設置方法、設置箇所は適切か			○			実施	書類受	
	計器類は確認できる場所に設置されているか			○			実施	書類受	
	管種による配管表示（帯巻）や行先表示は適宜設置されているか（識別方法及び色合いは部隊担当者に確認したか）			○	○		実施	書類受	
仕様書等に基づき水圧等の試験を実施し、記録が残されているか		○	○	○		実施	確認 書類受		
給水、給湯の水質試験を実施し、結果が証明されているか		○	○	○		実施	確認 書類受		
排水管において部分改修の場合は通水試験等を行う。なお、既存配管に通水する必要がある場合は、事前に作業計画書を作成し、部隊担当者に連絡した上で実施したか		○	○	○		実施	書類受		
既設配管の再生を行う場合、作業機器の据付場所は、騒音の防止、仮設給排水の確保、じんあいの飛散防止等を検討し、監督官に報告した上で実施したか		○	○	○		実施	書類受		
保温工事	保温材料の規格は適切か		○	○	○	機材・材料検査簿	実施	確認 書類受	
	保温の種類、材料、施工順序、厚さは適切か		○	○	○		実施	書類受	
	金属板巻きの着脱及びシールは規定のとおりか		○	○	○		実施	書類受	
	保温見切り箇所の処理はよいか			○	○		実施	書類受	
	防火区画及び貫通部の処理は適切か			○	○		実施	書類受	
	施工の忘れはないか			○			実施	書類受	
	結露は発生していないか			○			実施	書類受	
	飯のピッチはよいか			○			実施	書類受	
	保温材がつぶれていないか			○			実施	書類受	

自衛隊施設最適化事業（ECI及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【機械工事分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明者の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

工種	確認項目	機械工事の確認ポイント	確認項目				受注者 工事監督官	品質管理証明 者	監督官	
			書類	現場	写真	書類等				
溶接工事	溶接材料の規格は適切か		○	○	○	機材・材料検査簿	実施	確認	書類受	
	自動溶接を行う者は、自動溶接機、溶接方法に十分習熟し、かつ、十分な技量及び経験を有する者で、これを証明する書類を監督官に提出したか		○				実施		書類受	
	ステンレス鋼管でやむを得ず手動溶接を行う場合は、品質管理証明者の立会（遠隔臨場でも可）の下、実施したか			○	○	施工の立会	実施	確認	書類受	
	現場における仮付け溶接終了後、開先形状確認のため、工事写真又は開先寸法記録を残し、品質確認報告書にその写真及び開先寸法記録を添付し、監督官に提出したか。ただし、工場溶接にあつては、この限りでない。なお、ここでいう工場溶接とは、専用の溶接設備を用いて適確な品質管理のもとで行う溶接であつて、当該加工業者が、溶接部の品質の保証を与えるものをいう				○		実施		書類受	
	溶接方法として、半自動アーク溶接及び自動溶接を行う場合は、その方法について品質管理証明者が事前に確認し適切に実施したか		○	○	○	半自動アーク溶接及び自動溶接要領書	実施	確認	書類受	
	溶接作業時の天候に配慮したか（降雨・降雪時や強風時には行わない。ただし、溶接部が十分に保護され、受注者の責により実施できると判断した場合は、作業を行うことができる。なお、降雨・降雪や強風の影響を受けない建物内での作業はこの限りでない。）				○		実施		書類受	
	溶接部の非破壊検査を実施し、結果が証明されているか		○	○	○		実施	確認	書類受	
塗装工事	塗装材料の規格は適切か		○	○	○	機材・材料検査簿	実施	確認	書類受	
	塗装の種類、材料、施工順序、塗り回数は適切か		○	○	○		実施		書類受	
	素地ごしらの施工順序、処理方法は適切か		○	○	○		実施		書類受	
	塗装の作業環境を確認したか		○	○	○		実施		書類受	
	片眼鏡を用い、直接目視できない配管の裏側等で塗り忘れはないか確認				○		実施		書類受	
	色むら及び変色等はないか				○		実施		書類受	
	仕上げの色合いは、見本帳又は見本塗り板を部隊担当者に提出し、部隊担当者の確認の後、決定したか。また、それを監督官に報告したか		○				実施		書類受	
標識その他	検査を要するものの塗装を、やむを得ず検査前に塗装を必要とするときは、事前の品質管理証明者の確認の後、実施したか		○	○	○	事前確認書	実施	確認	書類受	
	消防法等による標識を確認		○	○	○		実施		書類受	
	機器名称及び配管、ダクトの識別・流れ方向の表示を確認（識別方法及び色合いは部隊担当者を確認したか）		○	○	○		実施		書類受	
機器設置工事	バルブの取付状況を確認		○	○	○		実施		書類受	
	共通仕様書、能力、容量等は満足しているか		○	○	○	納入仕様書、機材・材料検査簿	実施	確認	書類受	
	メンテナンスができる配置となっているか			○			実施		書類受	
	送風機の給気及び排気の向きに間違いはないか			○			実施		書類受	
	フィルターの清掃がされているか			○			実施		書類受	
	堅固に固定されており、アンカーボルト径・埋込長さは適切か			○			実施		書類受	
空気調和設備	異常な振動や異音はないか（機械音・振動や風切り音が大きく部屋の環境に影響を与えていないか確認）		○	○			実施		書類受	
	付属品及び予備品はあるか			○			実施		書類受	
	ダクトの規格は適切か		○	○	○	機材・材料検査簿	実施	確認	書類受	
	板厚、寸法、接続間隔、補強は適切か		○	○	○		実施		書類受	
	吊り支持、振れ止めは規定の間隔で設置されているか		○	○	○		実施		書類受	
	接続ボルト、接続金物は適切に施工されているか		○	○	○		実施		書類受	
	シールは適切に施工されているか		○	○	○		実施		書類受	
	防火区画及び貫通部の処理は適切か		○	○	○		実施		書類受	
	空気の漏れはないか			○			実施		書類受	
	へこみはないか			○			実施		書類受	
	異常な振動や異音はないか		○	○			実施		書類受	
	ボックス内は「つや消し黒」の塗料を塗布しているか			○			実施		書類受	
	吸込み口、吹出し口の仕様、取付状況は適切か			○	○		実施		書類受	
ダクト清掃作業は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づくダクト清掃作業監督者を配置し、その書類を監督官に提出したか		○	○			実施		書類受		
ダクト清掃について、作業機器の据付場所は、騒音対策、ほこり等の飛散防止対策を考慮した場所とし、監督官に報告した上で実施したか。		○	○	○		実施		書類受		
総合試運転調整	風量、温湿度、振動、騒音は適切か		○	○	○	風量測定報告書、温湿度測定報告書、振動・騒音測定報告書	実施	確認	書類受	
衛生器具設備	陶器等設置工事	品番、型番はあっているか		○	○	○	納入仕様書、機材・材料検査簿	実施	確認	書類受
	防水層貫通箇所の確認			○	○		実施		書類受	
	取付工法の確認		○	○	○		実施		書類受	
	堅固に固定されているか			○			実施		書類受	
	適切な位置に設置されているか（使用しづらくないか）			○			実施		書類受	
	配管の接続箇所に水漏れはないか			○			実施		書類受	
	水、湯は適量か、また、確実に排水されているか			○			実施		書類受	
	ヒビ割れ、キズ、変色はないか			○			実施		書類受	
	水栓金具（泡まつ金具）内の清掃は行われているか			○			実施		書類受	
	清掃がされているか			○			実施		書類受	

自衛隊施設最適化事業（ECI及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【機械工事分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明者の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

工種	確認項目	機械工事の確認ポイント				受注者 工事監督者	品質管理証明 者	監督官	
		書類	現場	写真	書類等				
給排水 給湯設備	機器設置工事	共通仕様書、能力、容量等は満足しているか	○	○	○	納入仕様書、機材・材料検査簿	実施	確認	書類受
		メンテナンスができる配置となっているか		○		図面と銘板を照合	実施		書類受
		堅固に固定されており、アンカーボルト径・埋込長さは適切か		○			実施		書類受
		付属品及び予備品はあるか		○			実施		書類受
	器具類	器具類の規格は適切か	○	○	○	納入仕様書、機材・材料検査簿	実施	確認	書類受
		掃除口は適切な位置にあるか	○	○			実施		書類受
		掃除口の内部は清掃されているか		○			実施		書類受
		床排水に対する床勾配を確認		○			実施		書類受
		浴槽の共栓は容易に操作できるか		○			実施		書類受
		掃除流しの共栓の鎖は適当な長さがあるか		○			実施		書類受
自動制御 設備	機器類	通気管の取り出し、接続、開放箇所は適切か		○			実施		書類受
		トラップはあるか（破封はしていないか）		○			実施		書類受
		配管に漏れはないか	○	○	○	水圧等検査報告書	実施	確認	書類受
		検出部、調節部、操作部の材料、規格は適切か	○	○	○	納入仕様書、機材・材料検査簿	実施	確認	書類受
		制御盤、装置、機器類の構造及び規格は適切か	○	○	○	納入仕様書、機材・材料検査簿	実施	確認	書類受
		機器類の取付け位置、高さ、保守・点検スペースは適切か		○			実施		書類受
	配線工事	基本動作の確認と調整ができていないか		○			実施		書類受
		関連機器との運動の調整ができていないか		○			実施		書類受
		中央処理装置について、監視制御機能は仕様書等に沿っているか。また、監視制御機能の構成、表示内容等については、特記にて適用された範囲に基づき、部隊担当者調整し、監督官に報告したか	○				実施		書類受
		付属品及び予備品はあるか		○			実施		書類受
総合試験調整	電線、ケーブルの規格は適切か	○	○	○		実施		書類受	
	支持方法、支持間隔、他配管との離隔は適切か	○	○	○		実施		書類受	
	防火区画及び貫通部の処理方法に間違いはないか		○	○		実施		書類受	
総合試験調整	総合試運転調整及びその報告書は、仕様書等に基づき実施及び作成したか	○	○	○	制御・計測調整報告書	実施	確認	書類受	
燃料施設 設備	配管工事	試験について、配管途中適宜の時期又は全系統配管完了後、品質管理証明者及び所轄消防署員立会いの上、最高使用圧力の1.5倍の圧力（最小0.5MPa）の気密試験及び通油試験を行ったか。もし、試験時に漏れした箇所は、速やかに補修し再試験を行ったか。この際コーキングは禁止する。品質管理証明者は、試験の結果を品質確認結果報告書として作成し、現場代理人等は、これを品質確認報告書にまとめ、監督官に提出したか	○	○	○	圧力試験報告書	実施	確認	書類受
		試運転調整に必要な燃料は、現地部隊から支給されるものを使用することとし、事前に計画内容及び実施時期を現地部隊と調整の上、実施に係る計画書を作成し、品質管理証明者の確認の上、監督官に提出したか	○	○	○	試運転調整計画書及び結果報告書	実施	確認	書類受
	試運転調整	試運転調整は、機材の性能に係る確認を行うものとし、品質管理証明者及び現地部隊の施設管理者立会いのもと実施し、必要に応じて機材製造業者による試験調整を事前に行うものとし、品質管理証明者は、確認の結果を品質確認結果報告書として作成し、現場代理人等は、これを品質確認報告書にまとめ、監督官に提出したか	○	○	○		実施	確認	書類受
昇降 設備	本体工事	かご寸法は適切か	○	○	○	納入仕様書、機材・材料検査簿	実施	確認	書類受
		機材の材質、形状、規格等は適切か	○	○	○	納入仕様書、機材・材料検査簿	実施	確認	書類受
		防火区画及び貫通部の処理方法に間違いはないか		○	○		実施		書類受
		機器の据付、固定状況は適切か		○			実施		書類受
		安全装置の取付け位置及び状況は適切か		○			実施		書類受
		負荷、調速機、絶縁、安全装置の試験に問題はないか		○			実施		書類受
	配線工事	インターホンにて通話ができるか		○			実施		書類受
		各種管制運転は作動するか		○			実施		書類受
		付属品及び予備品はあるか		○			実施		書類受
		電線、ケーブルの規格は適切か	○	○	○		実施		書類受
試験調整	支持方法、支持間隔、他配管との離隔は適切か	○	○	○		実施		書類受	
	防火区画及び貫通部の処理方法に間違いはないか		○	○		実施		書類受	
試験調整	試験及びその報告書は、仕様書等に基づき実施及び作成したか	○	○	○	試験報告書	実施	確認	書類受	
医療ガス 設備	器具類	各種機材、付属品の品質、規格は適切か	○	○	○	納入仕様書、機材・材料検査簿	実施	確認	書類受
		機器類の取付け位置、高さは適切か	○	○			実施		書類受
		堅固に固定されており、ボルト径・埋込長さは適切か		○			実施		書類受
	配管工事	配管サイズはよいか	○	○			実施		書類受
		配管の表示（ガス種別の識別等）は間違いないか（識別方法及び色合いは部隊担当者に確認したか）	○	○	○		実施		書類受
検査・試験	区域別遮断弁の設置位置は適切か		○			実施		書類受	
検査・試験	検査・試験及びその報告書は、仕様書等に基づき実施及び作成したか				検査・試験報告書	実施	確認	書類受	

自衛隊施設最適化事業（E C I 及び設計付工事）における工事の確認のポイントについて

【機械工事分】

- 「書類受」とは、受注者によるチェックが終わっているのか、また、受注者などから提出等される書類について、項目（必要なもの）が揃っているのか把握する程度のチェック。
- 「確認」とは、受注者などから提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう。
- 記載のない項目においても設計図書に基づき確実に実施するもの。
- 品質管理証明者の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

工種	確認項目	機械工事の確認ポイント					受注者 工事監督者	品質管理証明 者	監督官
			書類	現場	写真	書類等			
その他	注意事項	機器類の設置数に間違いはないか	○	○			実施		書類受
		全てのピット内の施工状況を確認	○	○			実施		書類受
		高所設置配管の吊り金物等の落下防止措置の確認		○	○		実施		書類受
		機器器具等にキズ、へこみ、割れなどはないか		○			実施		書類受
		各種システムが機能しているか	○	○			実施		書類受
		発生材置場、残土置場の状況を確認		○	○		実施		書類受
		加工材料の残材が残っていないか		○			実施		書類受
		清掃、後片付けが完了しているか		○			実施		書類受

様式1「誓約書」

(記載例)

○年○月○日

品質管理証明業務に関する誓約書

(契約担当官等の官職氏名) 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

今回、弊社が契約を行う工事においては、品質証明業務における第三者への委託契約が必要となっておりますが、○○※1により、第三者への委託契約が困難なため、社内の●●※2による品質証明を行わせて頂きます。その際、第三者への委託契約と同等以上の品質確認を行い、提出する品質証明結果報告書に当該品質管理証明者が実施する確認行為に係る証拠書類（項目、確認手法、寸法、位置、写真等）を加え、契約に則った品質証明の結果を工事監督官へ提出することを誓約いたします。

※1 理由を記載する

※2 品質管理部門等の名称を記載する

様式2「品質管理証明者通知書」

令和 年 月 日

工事監督官

〇〇 〇〇 殿

(受注者 (現場代理人))

品質管理証明者通知書

令和〇年〇月〇日に契約締結した〇〇 (〇) 〇〇〇〇工事について品質管理証明者を下記のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

品質管理証明者氏名	〇〇 〇〇	(〇〇担当)
	△△ △△	(〇〇担当)
	□□ □□	(〇〇担当)

(品質管理証明者複数登録の場合)

全ての品質管理証明者を記載する。

なお、品質管理証明者には「品質管理証明者 (電気担当)」など担当区分が分かるように記載する。

(経歴書に記載する内容)

- ・品質管理証明者氏名
- ・品質管理証明の担当区分
- ・品質管理証明者の資格
- ・品質管理証明者の実務経験

様式3「建築士法に基づく工事監理者通知書」

令和 年 月 日

(契約担当官等の官職氏名)

受注者住所 ○○県○○市○○町1-20-3
○○○○○○○○○○ビル
会 社 名 ○×建築設備設計事務所株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 ○○○ ○○○

工事監理者通知書

令和○年○月○日に契約締結した○○(○)○○○○工事について工事監理者を
下記のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

工事監理者 ○○○ ○○○

様式4「品質証明結果書」

令和 年 月 日

現場代理人等

〇〇〇 〇〇〇 殿

品質管理証明者 (会社名) 〇〇 〇〇 印

(氏名) 〇〇 〇〇 印

品質証明結果書

下記の期間における品質証明結果を報告します。

工 事 名：

提出年月日：

確認実施期間：

提出項目：(例えば、チェックシート又は契約図書との不適合)

提出対象：(例えば、工事材料の検査、〇〇施工状況、〇〇試験立会)

令和 年 月 日

品質管理証明者

〇〇 〇〇 殿

上記の品質証明結果書について、受領した。

現場代理人等

〇〇 〇〇 印

様式5「品質証明結果報告書」

令和 年 月 日

工事監督官

〇〇 〇〇 殿

受注者（現場代理人等）〇〇 〇〇

品質証明結果報告書

下記の期間における品質証明結果報告書を提出する。

記

工事名：

提出年月日：

確認実施期間：

提出項目：別紙1「品質証明結果書」による

確認証明：各項目、添付の確認記録（材料検査記録、試験記録、写真など）

令和 年 月 日

受注者（現場代理人等）〇〇 〇〇 殿

上記の品質証明結果報告書について、受領した。

工事監督官

〇〇 〇〇